

平成十五年一月二十一日受領  
答 弁 第 八 号

内閣衆質一五五第八号

平成十五年一月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員阿部知子君提出情報公開の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出情報公開の促進に関する質問に対する答弁書

一の(1)、(2)及び(5)について

お尋ねの各行政機関において行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)に基づき、情報公開法の施行の日(平成十三年四月一日。以下「施行日」という。)から平成十四年三月三十一日までに行った情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等の期限の延長件数等は、別表一及び別表二のとおりである。

一の(3)及び(4)について

お尋ねの各行政機関において開示決定等に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に基づき施行日から平成十四年三月三十一日までに受け付けた不服申立てについての期間等は、別表三及び別表四のとおりである。

二について

各行政機関において施行日から平成十四年十一月十八日までに開示決定等を行った事案のうち、お尋ねの情報公開法第十条第二項の規定による期間の延長又は第十一条の規定による処理をせずに情報公開法第

十条第一項に定める期間を過ぎてから開示決定等を行った事案の件数及びその理由は、別表五のとおりであり、同条第二項の規定による期間の延長を行い、当該延長後の期間を過ぎてから開示決定等を行った事案の件数及びその理由は、別表六のとおりである。

### 三について

情報公開法第十一条の規定による処理を行わず情報公開法第十条に規定する期間内に開示決定等を行わない場合には、一般的には同条の規定に反することとなるが、その場合においても各行政機関は、開示決定等に係る事務処理を速やかに行うべきことは当然である。

また、開示決定等を行うべき期間内に開示決定等を行わなかった場合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十六条に規定する懲戒処分を行うかどうかについては、懲戒権者が、その原因、態様等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとなるため、一概にはお答えできない。

### 四及び五について

情報公開法第七条の規定の適用による公益上の必要による裁量的開示については、個別具体的に行政機

関の長が判断するものであり、各行政機関において施行日から平成十四年十一月十八日までに同条の規定を適用して行政文書を開示したものととして総務省に報告があった事例は、別表七のとおりである。

六について

開示決定等に対する行政不服審査法に基づく不服申立てについては、不服申立てを受けた行政機関において事務処理を適切に行った上で、できるだけ迅速に内閣府情報公開審査会又は会計検査院情報公開審査会に対する諮問が行われることが望ましいものと考えており、各行政機関において、今後とも、そのような対応に努めてまいりたい。

七について

施行日から平成十四年十一月十八日までに情報公開法の運用について受けた苦情や要望の件数は、把握している限りでは、三百一件あり、そのうち文書によるものは百六十三件である。

別表一 一の(1)でお尋ねの開示決定等の期限の延長の状況

行政機関名	第一〇条第二項		適用条項			
	計	第一一条	延長日数			
			六〇日以内	九〇日以内	半年以内	
内閣官房	七五	一	一	〇	〇	〇
内閣法制局	一一	〇	一	〇	〇	〇
安全保障会議	一	一	一	一	一	一
中央省庁等改革推進本部	〇	〇	一	一	一	一
司法制度改革審議会	一	一	一	一	一	一
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	一	一	一	一	一	一
特殊法人等改革推進本部	一	一	一	一	一	一
司法制度改革推進本部	〇	〇	一	一	一	一
人事院	一	〇	一	一	一	一
内閣府	四〇	〇	〇	〇	一一	〇
宮内庁	二二四	三	二	〇	一	〇
国家公安委員会	四	〇	一	〇	一	〇
警察庁	六五	〇	一	一	一	一
防衛庁	二八〇	〇	三八	五	一八	一
防衛施設庁	三七	〇	一	一	一	一
金融庁	二〇四	一一八四	一三三	一六〇	三三三	六七八
総務省	四七	八	五	三	〇	〇

公正取引委員会	○	○	○	○	○	○	○
公害等調整委員会	○	○	○	○	○	○	○
郵政事業庁	○	○	○	○	○	○	○
消防庁	○	○	○	○	○	○	○
法務省	○	○	○	○	○	○	○
司法試験管理委員会	○	○	○	○	○	○	○
公安審査委員会	○	○	○	○	○	○	○
公安調査庁	○	○	○	○	○	○	○
検察庁	○	○	○	○	○	○	○
外務省	○	○	○	○	○	○	○
財務省	○	○	○	○	○	○	○
国税庁	○	○	○	○	○	○	○
文部科学省	○	○	○	○	○	○	○
文化庁	○	○	○	○	○	○	○
国立大学等	○	○	○	○	○	○	○
厚生労働省	○	○	○	○	○	○	○
中央労働委員会	○	○	○	○	○	○	○
社会保険庁	○	○	○	○	○	○	○
農林水産省	○	○	○	○	○	○	○
食糧庁	○	○	○	○	○	○	○
林野庁	○	○	○	○	○	○	○
水産庁	○	○	○	○	○	○	○

経済産業省	六八								
資源エネルギー庁	三三	〇							
特許庁	八〇	〇							
中小企業庁	二	〇							
国土交通省	一七〇	〇							
船員労働委員会	〇	〇							
気象庁	〇	〇							
海上保安庁	八	〇							
海難審判庁	〇	〇							
環境省	三三	一五	一二						
会計検査院	二六	〇							〇

(注一) 平成一四年三月三十一日現在。(単位:件数)

(注二) 「開示決定等」とは、開示決定、部分開示決定及び不開示決定を指す。

別表二 一の(2)及び(5)でお尋ねの不開示決定及び部分開示決定における不開示部分の不開示の理由別件数

行政機関名	情報公開法第五条の不開示情報に該当するもの						行政文書 不存在	第八条 (存否応 答拒否)	その他	
	不開示部分(不開示決定及び部分開示決定)の不開示理由	計	一号	二号	三号	四号				五号
内閣官房	計	一一〇	二七	一七	六二	一一	一四	七〇	四一	〇
内閣法制局		三	一	二	〇	〇	〇	〇	二	〇
安全保障会議		一								
中央省庁等改革推進本部		一	一	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇
司法制度改革審議会										
高度情報通信ネットワーク 社会推進戦略本部										
特殊法人等改革推進本部										
司法制度改革推進本部		一	〇	一	〇	〇	一	〇	〇	〇
人事院		八	七	二	〇	〇	〇	一	四	〇
内閣府		八〇	五二	三七	二	二	五	一四	四三	〇
宮内庁		六四二	四六二	一六九	五五	三八二	一二	二二一	五一	〇
国家公安委員会		一三	一〇	二	六	九	一〇	八	〇	一
警察庁		二六四	二一一	五二	一三	一三	一〇	四五	三三	〇
防衛庁		四九四	三四七	九〇	一七八	三四	一〇	五六	一四二	一
防衛施設庁		一一〇	八五	三一	三七	四	一七	一九	二五	〇
金融庁		一九一九	一一九八	一八二二	五六	一一	七七	一三三	一〇四	〇



林野庁	四〇	三〇	一一	二	〇	〇	〇	九	二六	〇	〇	〇	〇
食糧庁	一一	六	一〇	〇	〇	〇	〇	三	四	〇	〇	〇	〇
農林水産省	一二六	八七	七五	一四	七	一五	四〇	四〇	七三	〇	〇	〇	〇
社会保険庁	一五〇	一一一	一〇一	〇	〇	一〇	三七	五	五	〇	〇	〇	〇
中央労働委員会	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
厚生労働省	二二二九	一七二三	一五二五	七	九七七	一七	五二六	三一八	六五	二	〇	〇	〇
国立大学等	五三二	四二六	一七六	〇	四七	七六	一六四	八〇	八	〇	〇	〇	〇
文化庁	三六	二三	一二	〇	一	〇	〇	〇	一七	三	〇	〇	〇
文部科学省	一一一九	二〇五	九八六	〇	一	九	二七	七五	三	〇	〇	〇	〇
国税庁	二二二七	一七八八	一三〇八	九	五二	二〇	八〇九	三二〇	六八	〇	〇	〇	〇
財務省	二九二	二四六	一六七	〇	一四	二	六三	一四〇	四	五	七	八	〇
外務省	一一九〇	二五二二	五〇七	三三五九	三〇四	二二八	一八八一	四三九	一〇	〇	〇	〇	〇
検察庁	一〇九一	一〇四三	三二〇	三	七三三	四七	二二一	一七三	五	六	〇	〇	〇
公安調査庁	九七	九三	五〇	八	五一	四	五四	七	四	〇	〇	〇	〇
公安審査委員会	一一	五	四	〇	一一	八	四	四	〇	〇	〇	〇	〇
司法試験管理委員会	一六	八	〇	〇	〇	一〇	九	一	〇	〇	〇	〇	〇
法務省	八二四	七三二	二二二	四〇	九八	五一	一二九	一四五	五四	四	〇	〇	〇
消防庁	八	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
郵政事業庁	五二五	四四五	二七五	〇	三二六	四	七二	七六	一五	〇	〇	〇	〇
公害等調整委員会	四	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇
公正取引委員会	四三	二一	一一	一	五	一一	一五	四二	七	〇	〇	〇	〇
総務省	二八九	二〇四	一一一	四	二三	三	三九	一六四	一	〇	〇	〇	一

水産庁	一三	一〇	七	〇	〇	〇	六	一	〇	〇
経済産業省	二六五	一六一	二〇一	四二	七	一四	二〇	七六	一	二
資源エネルギー庁	六一	三〇	四八	七	四	二	五	四	〇	〇
特許庁	一四三	三八	四七	一九	一	九四	七	四〇	〇	〇
中小企業庁	一三	一三	八	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇
国土交通省	一一五七	九〇八	四六四	一三	一〇	五六	二九四	三二二	六	一
船員労働委員会	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
気象庁	一一	七	七	〇	〇	〇	一	二一	〇	〇
海上保安庁	三四	二〇	一一	四	一一	三	三	八	〇	〇
海難審判庁	七	七	〇	〇	〇	〇	一	三	〇	〇
環境省	八一	三九	三一	二五	二	六	七	九八	〇	〇
会計検査院	一一八	九八	一六	一	四	五七	九五	二一	〇	〇

(注一) 平成一四年三月三十一日現在。(単位:件数)

(注二) 外務省の数値のうち情報公開法第五条各号の数値は、開示決定等ごとの件数ではなく、開示決定等の対象文書ごとの件数である。

(注三) 「その他」は、形式上の不備を理由とするもの及び権利の濫用を理由とするものである。

(注四) 一件の不開示決定又は部分開示決定が複数の不開示理由(複数の号に該当)による場合があることから、「法五条の不開示情報に該当するもの」欄の「計」の件数は、各号の件数の合計と一致しないことがある。

別表三 一の(3)でお尋ねの平成一四年三月三十一日までに不服申立てを受け付け、同日までに諮問を行った事案の諮問に至るまでに要した期間及びその理由

行政機関名	事案の件名	諮問までに要した期間	理由
内閣官房	<p>二〇〇〇年度に内閣官房報償費を支出する際に参考とされた、支出の対象・区分・基準、運用の指針・留意事項、会計処理の手順などを記した文書・図画・電磁的記録</p> <p>一九八九年五月に内閣交代に伴う引継ぎ資料として、内閣官房で作成された「報償について」と題する文書・図画・電磁的記録（文書名のいかんにかかわらず、同じ時期に作成された内閣官房報償費の性格、予算額、経費の区分、外務省報償費との関係、使用状況などを記した文書・図画・電磁的記録を含む。）</p> <p>北朝鮮の核問題などに対応するため、一九九三年に内閣安全保障室に外務省、防衛庁、警察庁を加えて作られた「四省庁会議」の議題・討議経過・合意事項を一文一答式に記した議事録・会議録、この種の議事録・会議録が存在しない場合は、文書名のいかんを問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会議の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。また、会議で出席者が閲覧・視聴し</p>	<p>一〇七日</p> <p>一〇八日</p>	<p>情報公開請求件数が多く、優先的に不服申立て案件を処理することができなかったため</p> <p>また、原処分の妥当性についての検討（文書不存在であることの確認）に時間を要したため</p> <p>原処分の妥当性についての検討（文書不存在であることの確認）に時間を要したため</p>

宮内庁	昭 和 天 皇 実 録 編 修 刊 本 リ ス ト 等 の 不 開 示 決 定 に 関 す る 件	四 四 日	諮 問 内 容 等 に つ い て 検 討 を 行 っ た た め		
	大 正 天 皇 実 録 の 不 開 示 決 定 ( 行 政 文 書 非 該 当 ) に 関 す る 件	四 四 日			
内閣府	平 成 五 年 に 公 正 取 引 委 員 会 委 員 を 辞 職 し た 者 の 「 身 上 の 都 合 」 に 関 す る 件	七 日	原 処 分 の 妥 当 性 に つ い て の 検 討 を 行 っ た た め		
	昭 和 六 二 年 に 公 正 取 引 委 員 会 委 員 を 辞 職 し た 者 の 「 身 上 の 都 合 」 の 具 体 的 内 容 に 関 す る 文 書 の 不 開 示 決 定 ( 不 存 在 ) に 関 す る 件	三 五 日			
	石 灰 石 採 掘 に 関 す る 承 諾 書 の 一 部 開 示 決 定 に 関 す る 件	三 一 日			
	公 正 取 引 委 員 会 委 員 の 命 免 に 係 る 文 書 の 一 部 開 示 決 定 に 関 す る 件	一 二 日			
	沖 縄 総 合 事 務 局 総 務 部 庶 務 課 の 平 成 一 一 年 出 勤 簿 の 不 開 示 決 定 に 関 す る 件	二 四 日			
	沖 縄 総 合 事 務 局 総 務 部 庶 務 課 の 平 成 一 二 年 出 勤 簿 の 不 開 示 決 定 に 関 す る 件	二 四 日			
	定	一 三 八 日		慎 重 に 検 討 を 行 っ た た め	
	内 閣 法 制 局	法 令 審 査 審 議 録 等 の 不 開 示 決 定 ( 不 存 在 ) に 関 す る 件 ( 平 成 一 三 年 諮 問 第 一 一 五 号 )		一 四 日	情 報 公 開 審 査 会 へ の 諮 問 の 準 備 の た め
	人 事 院	国 家 公 務 員 法 第 一 〇 三 条 関 係 審 査 状 況 等 の 一 部 開 示 決 定			
		た り、 出 席 者 に 配 布 さ れ た り し た 文 書 ・ 図 画 ・ 電 磁 的 記 録 を 含 む。 )			

件	四四日	
書陵部保管文書の他部局への移管に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件	四四日	
昭和天皇の回想内容をまとめた「拝聴録九冊と結語」の不開示決定（不存在）に関する件	四四日	
皇室典範制定の検討会の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件	四四日	
一九四五年の皇族会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件	四四日	
一九四六年の皇族会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件	四四日	
昭和天皇の回想に係る筆記録等の不開示決定（不存在）に関する件	四四日	
天皇に対する連合国軍総司令部准将からの手紙の不開示決定（不存在）に関する件	四四日	
昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定（行政文書非該当等）に関する件	四四日	
一九四六年に昭和天皇に奉呈された「聖断拝聴録」等の不開示決定（不存在）に関する件	四四日	
大正天皇の病状についての記録（医療関係録大正一四年）の不開示決定に関する件	二九日	
大正天皇の病状についての記録（医療関係録大正一五年）の不開示決定に関する件	二九日	

	年)の不開示決定に関する件		
国家公安委員会	国家公安委員会議事録のうち特定事件についての事務局の報告、委員の質問・討議・意見表明をした部分	二九六日	複数の不服申立て案件を順次処理していった結果時間を要したため
警察庁	特定個人の前科・前歴記録の内容を記した文書	九六日	複数の不服申立て案件を順次処理していった結果時間を要したため
	東京都公安委員会からの警備業者に対する行政処分の 申報	二七三日	法人情報について、先例のない案件で不開示 該当性に検討を要したため
	国家公務員法一〇三条三項に基づいて承認を与えた職員 員についての文書(平成一〇年分)	一七〇日	多数の省庁に関係する案件でその協議、調整 に時間を要したため
	国家公務員法一〇三条三項に基づいて承認を与えた職員 員についての文書(平成一一年分)	一七〇日	複数の不服申立て案件を順次処理していった 結果時間を要したため
	特定の宗教団体及びその特定の会員を視察対象として 決定した会議の議事録及び視察結果についての神奈川県 県警警備部からの報告書	二二二日	複数の不服申立て案件を順次処理していった 結果時間を要したため
防衛庁	重要事態対応会議の議事録等の一部不開示決定	一八三日	慎重に検討を行っており、さらに、平成一三 年九月一日のアメリカ合衆国において発生し た同時多発テロへの対応に係る業務が繁忙を極 めたため
	米海軍攻撃機「スカイホーク」海中転落事故に係る米 海軍調査報告書の不開示決定(不存在)	一三四日	過去の事案に関する文書不存在の不開示決定 であり、必要な調査等に時間を要したため
	米海軍攻撃機「スカイホーク」海中転落事故に係る海 上自衛隊作成のてんまつ書の不開示決定(不存在)	一三四日	

防衛施設庁	米海軍攻撃機「スカイホーク」海中転落事故に係る沈没した機体等の写真の不開示決定（不存在）	一三四日	慎重に検討を行ったため
	海上自衛隊衛星波送受信施設設置計画の策定に係る在日米軍司令部と防衛施設庁との協議の議事録等の不開示決定（不存在）	二二一日	
	質問主意書に対する答弁書に係る起案・合議・決裁関連文書の一部開示決定	一三五日	
	防衛研究所図書館史料目録（図書カード）の一部開示決定	二二三日	
	海上自衛隊第二二期一般曹候補学生のアンケート調査等の一部開示決定	一九二日	
	海上自衛隊護衛艦「さわぎり」艦内での服務事故に係る供述調書の不開示決定	一九二日	
	特定企業のTMD構想に関する講義資料の不開示決定（不存在）	一七七日	
	旧ソ連における軍事刑終了書等の不開示決定（不存在）	七八日	
一九九九年一〇月の日米共同訓練に係る饗庭野演習場等における環境調査に関する報告書等の不開示決定（不存在）	一二一日	過去の事案に関する文書不存在の不開示決定であり、必要な調査等に時間を要したため	
	行政文書が不存在であることを諮問に当たり再度確認するための調査を入念に行ったため		

	<p>二〇〇〇年一月の日米共同訓練に係る饗庭野演習場等における環境調査に関する報告書等の不開示決定（不存在）</p> <p>海上自衛隊衛星波送受信施設設置計画の策定に係る在日米軍司令部と防衛施設庁との協議の議事録等の不開示決定（不存在）</p>	<p>一一二一日</p>	
金融庁	<p>日債銀検査関係資料（七件）</p>	<p>七二日</p>	<p>多数の不服申立て案件等を処理する中において、各案件を諮問するに当たって、検査関係資料はその分量が多いことに加えて、その性質・内容等の面から不開示処分の妥当性についての検討等に時間を要したため</p>
	<p>長銀検査関係資料（七件）</p>	<p>七二日</p>	
	<p>北海道拓殖銀行検査関係資料（三件）</p>	<p>七二日</p>	
	<p>山一証券検査関係資料（三件）</p>	<p>七二日</p>	
	<p>朝銀京都検査関係資料（二件）</p>	<p>一〇八日</p>	
	<p>朝銀近畿検査関係資料（二件）</p>	<p>一〇八日</p>	
	<p>朝銀大阪検査関係資料（七件）</p>	<p>一〇八日</p>	
	<p>三洋証券検査関係資料（三件）</p>	<p>一〇八日</p>	
	<p>日産生命検査関係資料（五件）</p>	<p>一〇六日</p>	
	<p>東邦生命検査関係資料（三件）</p>	<p>一六〇日</p>	
	<p>第一火災検査関係資料（五件）</p>	<p>一六〇日</p>	
	<p>第百生命検査関係資料（五件）</p>	<p>一五七日</p>	
	<p>大正生命検査関係資料（五件）</p>	<p>一五七日</p>	
	<p>千代田生命検査関係資料（五件）</p>	<p>一五五日</p>	
	<p>協栄生命検査関係資料（五件）</p>	<p>一五五日</p>	
	<p>東京生命検査関係資料（五件）</p>	<p>一五五日</p>	



総務省	<p>兵庫銀行検査関係資料（七件）</p> <p>阪和銀行検査関係資料（六件）</p> <p>みどり銀行検査関係資料（二件）</p> <p>福徳銀行・なにわ銀行検査関係資料（二三件）</p> <p>幸福銀行検査関係資料（七件）</p> <p>関西興銀検査関係資料（二件）</p> <p>なみはや銀行検査関係資料</p> <p>北海道拓殖銀行与信調査委員会報告書</p> <p>公認会計士審査会決裁文書（短答式試験の可否決定について）（二件）</p> <p>米田財務副長官から受領した書簡</p>	二二六日	
<p>簡保資金の運用委託先信託銀行別委託残高の一部開示決定に関する件</p> <p>北海道総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件</p>	<p>二八九日</p>	二二六日	
<p>二四日</p>	<p>二八九日</p>	二二六日	
<p>七八日</p>	<p>二八九日</p>	二二六日	<p>多数の不服申立て案件等を処理する中にあって、本案件を諮問するに当たって、不開示処分 の妥当性の検討等に時間を要したため</p> <p>多数の不服申立て案件等を処理する中にあって、各案件の諮問をするに当たって、異議申立 書の行政不服審査法上の補正手続等に時間を要 したため</p> <p>多数の不服申立て案件等を処理する中にあつ て、本案件の諮問をするに当たっては、諸外国 における外交関係文書の情報公開法上の取り扱 いについて調査などに時間を要したため</p> <p>諮問に係る文書決裁等事務処理のため</p> <p>審査請求書の補正に時間（一七日間）を要し たほか、文書の原処分の妥当性の検討に時間を</p>

東北総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	要したため
関東総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	九〇日	
信越総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	
北陸総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	
東海総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	
近畿総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	
中国総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	
四国総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	
九州総合通信局管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	
沖縄総合通信事務所管内のアマチュア局指定事項の一部開示決定に関する件	七八日	
行政相談委員の定期報告の一部開示決定に関する件	一七七日	諮問書の作成に当たり、処分行である地方支分部局から不開示理由の詳細を把握する必要が

		郵政事業庁		
特定個人の簡易生命保険契約内容の不開示決定（存否 応答拒否）に関する件	東北郵政局管内特定郵便局の会計実施監査報告書中の 渡切経費指摘事項の一部開示決定に関する件	一〇四日	審査請求人からの申立内容が非常にあいまい であること、また、事案に係る簡易生命保険契 約が昭和初期のものであることから、広範囲に わたって調査を行う必要があったため、時間を 要したため	あつたことから、行政不服審査法（昭和三七年 法律第一六〇号）に基づき、処分庁からの弁明 書の提出、それに伴う不服申立人からの反論書 の提出を求めたが、これらの手続に時間を要し たため
近畿郵政局管内特定郵便局の会計実施監査報告書中の 渡切経費指摘事項の一部開示決定に関する件		九八日	審査請求に係る文書が大量であつたことなど から審査に時間を要したため	
宮城県内特定郵便局の渡切経費に係る考査報告書指摘 事項の不開示決定に関する件		六〇日	原処分の妥当性について、諮問内容を慎重に 検討するのに時間を要したため	
本人の定期貯金に関する調査内容の不開示決定（存否 応答拒否）に関する件		四四日	審査請求書の記載内容に形式上の不備があ り、補正に時間を要したため	
特定個人の貯金口座記録の不開示決定（存否応答拒 否）に関する件		四一日	個人名義の郵便貯金に関する開示請求の回答 に対する不服申立てであり、事案内容の精査と 慎重な検討を改めて行つたため	

法務省		
アムネスティ・インターナショナル日本支部の公益法人化についての一部開示決定に関する件	六三日	不服申立人の主張を踏まえ、諮問義務の例外該当性の判断に時間を要したため
営利企業への就職関係審査内訳（平成一〇年～平成一二年）の一部開示決定に関する件	一三五日	関係機関との調整に時間を要したため
登記所適正配置計画等の不開示決定に関する件	三五日	諮問することの要否等について検討したため
登記所適正配置計画の不開示決定に関する件	三四日	関係機関との調整のため
奈良地方法務局管内出張所の統廃合に関する文書の一部開示決定に関する件	五二日	諮問の要否等について検討を行っていたため
壬申戸籍の不開示決定に関する件	二八日	諸手続に当該日数を要したため
帰化事件処理要領の不開示決定に関する件	六三日	原処分の適否、諮問の要否及び諮問内容等の検討に時間を要したため
宮崎県小林市に存在する土地全部の地番等の不開示決定に関する件	一八日	本件は、不開示決定に対する不服申立てであり、情報公開審査会に諮問する際に、本件文書の開示の可否についての検討及び詳細な理由説明書を作成する必要があったため
特定個人に対する懲戒処分関係書類に関する不開示決定に関する件	九〇日	同一人からの不服申立てであり、一括して諮問手続を行うことが合理的な事案であったところ、本件各文書の開示の可否の検討及び文書の不在の確認作業並びに詳細な理由説明書を作成
平成九年の個々の死刑囚に関する死刑執行報告書の不開示決定に関する件	二五日	
一九四八年度から二〇〇〇年度までに死刑執行された者の氏名等を記したリスト・目録の不開示決定に関する件	五七日	

<p>新刑訴法施行以降一九九二年までの死刑に関する法務大臣の命令書・検察事務官作成の執行始末書の不開示決定に関する件</p>	<p>一九九三年～二〇〇〇年までの各年ごとの死刑に関する法務大臣の命令書・検察事務官作成の執行始末書の不開示決定に関する件</p>	<p>開示請求者が東京地検に請求した「ロッキード裁判の確定訴訟記録の閲覧」に対し東京地検と法務省との間で検討した一切の記録の不開示決定に関する件</p>	<p>刑事確定訴訟記録法案に関する法令案審議録のうち、法務省から内閣法制局に提出された行政文書の一部不開示決定に関する件</p>	<p>一九六八年八月八日札幌市の北海道立札幌医科大学付属病院で行われた心臓移植手術に関する事件について、一九七〇年八月三十一日の検察首脳会議に向けて札幌地検から提出された不起訴裁定書原案・捜査報告書</p>
	<p>三〇日</p>	<p>五九日</p>	<p>一〇九日</p>	<p>成する必要があったため</p> <p>不服申立て内容を十分検討し、本文文書に関する複数の担当者に事実確認を行った上で、理由説明書を作成する必要があったため</p> <p>不服申立て内容を十分検討し、不服申立てに係る不開示部分の開示の可否について検討する必要があったところ、本件行政文書は、他官庁が保有しているものであつて、その借出し手続を行う必要があつたこと、他の開示済みの行政文書と比較検討する必要があつたこと、開示請求の対象とされた本件行政文書は大量であつたことなどから、詳細な理由説明書を作成する必要があつたため</p> <p>本件は、法施行後、初めて、刑事訴訟法（昭和二三年法律第一三一号）第五三条の二に定める「訴訟に関する書類」の意義・範囲等にかかわる不服申立てがなされた事案であつた上、検</p>

<p>・不起訴裁定書の不開示決定に関する件</p>		<p>察庁にかかわる事案でもあったことから、諮問に際しての理由説明書作成のための意見調整を含め、その検討に時間を要したため</p>
<p>「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案」の参 考判決集の一部不開示決定に関する件</p>	<p>一六九日</p>	<p>不服申立ての理由に具体的な理由が記載されていなかったことから、当初不開示部分全体について、当該文書の内容を踏まえ、開示の是非を仔細に検討し、その際、種々の判例集等における個人情報扱い等についても調査するなど、綿密な検討を行ったため</p>
<p>岐阜刑務所在監者に係る視察表等の不開示決定に関する 件</p>	<p>二三日</p>	<p>不服申立てを受け、改めて原処分の妥当性について、慎重な検討を要したため</p>
<p>東京拘置所施設の工事設計図等の不開示決定に関する 件</p>	<p>七日</p>	<p>諸手続に当該日数を要したため</p>
<p>死刑確定者処遇内規の一部不開示決定に関する 件</p>	<p>三六日</p>	<p>不服申立てを受け、改めて原処分の妥当性について、慎重な検討を要したため</p>
<p>在監者の公判出廷に係る報告書の不開示決定に関する 件</p>	<p>二八日</p>	
<p>在監者に係る身分帳の不開示決定に関する 件</p>	<p>一二日</p>	
<p>被収容者の領置物の管理に関する規則の施行状況等を 記載した文書等の不開示決定に関する件</p>	<p>三二日</p>	<p>原処分が、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定であったことから、当該行政文書の保有の有無を調査する必要があるため</p>
<p>退職願の不開示決定に関する件</p>	<p>一二日</p>	<p>不服申立てを受け、改めて原処分の妥当性に</p>

<p>岐阜刑務所刑務官の住所録の一部開示決定に関する件</p>	<p>一九日</p>	<p>ついて、慎重な検討を要したため</p>
<p>行刑施設における特定個人のカルテ等の不開示決定に関する件</p>	<p>七日</p>	<p>諸手続に当該日数を要したため</p>
<p>広島刑務所において作成された金属片拾得に関する報告書の不開示決定に関する件</p>	<p>七日</p>	<p>存否応答拒否による不開示決定について不服申立てがあった後に、処分庁において原処分を撤回の上、改めて一部開示決定を行ったという事案であったことから、原処分ของความ妥当性に加えて、撤回前の原処分に係る諮問の要否についても慎重な検討を要したため</p>
<p>広島刑務所において作成された金属片拾得に関する報告書の一部開示決定に関する件</p>	<p>一二日</p>	<p>不服申立てを受け、改めて原処分の妥当性について、慎重な検討を要したため</p>
<p>金沢刑務所が保有管理する特定受刑者の規律違反行為に係る報告書等の不開示決定に関する件</p>	<p>一三日</p>	
<p>鹿児島刑務所監者に係る診断書の不開示決定に関する件</p>	<p>二七日</p>	
<p>昭和六二年三月二四日付東京拘置所長達示第三号「死刑確定者処遇内規の制定について」の不開示決定に関する件</p>	<p>一〇九日</p>	<p>複数の不服申立てが併合提起されたものであり、所要の手続を執る必要があったほか、原処分が、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定であったことから、当該行政文書の保有の有無を調査する必要があったため</p>
<p>大阪拘置所の特定の被収容者に係る取調依頼書等の不開示決定に関する件</p>	<p>一四日</p>	<p>不服申立てを受け、改めて原処分の妥当性に</p>

開示決定に関する件	一九日	ついて、慎重な検討を要したため
調布分区の保護司名簿中の氏名に係る部分の不開示決定に関する件	二〇日	本件の諮問に際しての理由説明書作成などについて、検討を行ったため
人権擁護推進審議会の発言者氏名入り議事録（第五四～五六回）の不開示決定に関する件	三〇日	不服申立ての内容を確認し、諮問の要否の検討に要したため
人権擁護推進審議会の第六二回議事録作成に係る発言者氏名が特定できる事務局作成メモ又は磁気ディスク（フロッピーディスク）の不開示決定に関する件	四一日	不服申立ての内容を確認し、諮問の要否の検討に要したため
人権相談票及び人権侵犯事件記録の不開示決定に関する件	五一日	なお、不服申立書に不服申立て理由の記載がなかったため、その補正に約二週間を要した
特定個人に係る人権相談票の不開示決定に関する件	一九日	不服申立ての内容を確認し、諮問の要否の検討に要したため
特定個人に係る人権侵害調査資料一切の不開示決定に関する件	一八日	不服申立てを受け、改めて開示・不開示の再検討をしたほか、局内における諮問の際の理由等の詳細な検討に慎重を要したため
国籍別難民認定申請受理・処理状況の不開示決定に関する件	一六八日	不服申立てを受け、改めて開示・不開示の再検討をしたほか、局内における諮問の際の理由等の詳細な検討に慎重を要したため
日本に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入	一二二日	不服申立てを受け、改めて開示・不開示の再検討をしたほか、諮問の際の理由等の検討に慎重



	<p>国管理特別法案に関する法令案審議録のうち、法務省から内閣法制局に提出された行政文書の一部開示決定に関する件</p> <p>石川県七尾港に寄港した北朝鮮貨物船の船員の上陸許可申請に係る文書の不開示決定に関する件</p>	五三日	<p>重を要し、さらに関係部局との調整に時間を要したため</p>
司法試験管理委員会	<p>平成八年～平成一〇年度、平成一二年度司法試験第二次試験の出願者データ及び平成一二年度の同試験答案についての不開示決定に関する件</p>	二〇三日	<p>不服申立てを受け、改めて開示・不開示の再検討をしたほか、局内における諮問の際の理由等の詳細な検討に慎重を要したため</p> <p>不服申立理由の補正命令後、補正書が提出されるまでに九二日を要し、また、理由書作成に当たり、検討に時間を要したため</p>
公安調査庁	<p>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第五条第二項等に基づき公安調査庁が取得した一切の行政文書の不開示決定に関する件</p>	六八日	<p>基本的人権に係る情報が記録された文書であつて、その内容を改めて慎重に検討する必要があつたため</p>
検察庁	<p>特定個人に係る前科の不開示決定に関する件</p> <p>刑事確定訴訟記録の閲覧許可に係る米国司法省への連絡記録の不開示決定に関する件</p> <p>明治三十九年検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定に関する件</p> <p>軍法会議に係る訴訟記録の表題等を記したリスト・目録等の不開示決定に関する件</p> <p>共産党幹部宅盗聴事件について警察庁が検察庁に提出した再発防止の誓約書の不開示決定に関する件</p> <p>札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する医学</p>	<p>一九日</p> <p>二二日</p> <p>六四日</p> <p>五〇日</p> <p>一一六日</p> <p>一七九日</p>	<p>存否応答拒否の要件について検討したため</p> <p>関係機関に問い合わせて事実関係を確認したため</p> <p>関係機関に問い合わせて事実関係を確認するなどしたため</p> <p>関係機関に問い合わせて事実関係を確認するなどしたため</p> <p>不存在であることの確認等に時間を要したため</p> <p>情報公開法の適用を除外されている「訴訟に</p>

<p>鑑定書及び添付意見書の不開示決定に関する件</p>		<p>関する書類」に該当するかどうかなどについて慎重に調査・検討したため</p>
<p>札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する医学鑑定書の不開示決定に関する件</p>	<p>一七九日</p>	
<p>心臓提供者の治療方法等についての医学鑑定書の不開示決定に関する件</p>	<p>一七九日</p>	
<p>札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する医学鑑定人（東京女子医大教授）からの説明聴取記録の不開示決定に関する件</p>	<p>一七九日</p>	
<p>札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する医学鑑定人（東大教授）からの説明聴取記録の不開示決定に関する件</p>	<p>一七九日</p>	
<p>札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する担当教授提出の書面等の不開示決定に関する件</p>	<p>一七九日</p>	
<p>札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する担当教授の手術経過についての供述調書（一九六九年）の不開示決定に関する件</p>	<p>一七九日</p>	
<p>札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する担当教授の手術経過についての供述調書（一九七〇年七月）の不開示決定に関する件</p>	<p>一七九日</p>	

札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する担当教授の供述調書一切の不開示決定に関する件	一七九日	<p>個人情報に関する他の事案との比較検討を行うなど慎重に調査・検討を行ったため</p> <p>情報公開法の適用を除外されている「訴訟に関する書類」に該当するかどうかなどについて慎重に調査・検討したため</p>
札幌医科大学付属病院の心臓移植手術に関連する同大 学教授の供述調書の不開示決定に関する件	一七九日	
検察首脳会議に提出した捜査報告書の不開示決定に関する件	一七九日	
特定刑事事件に係る領置票の不開示決定に関する件	一一三日	
特定刑事事件に係る証拠品総目録の不開示決定に関する件	一一三日	
特定個人の刑の執行停止申立てに係る照会・回答文書等の不開示決定に関する件	七七日	
検察首脳会議に向けて最高検に提出された不起訴裁定書原案の不開示決定に関する件	七三日	
検察首脳会議に向けて最高検に提出された捜査報告書の不開示決定に関する件	七三日	
検察首脳会議で決定された不起訴裁定書の不開示決定に関する件	七三日	
検察首脳会議に向けて札幌高検に提出された不起訴裁定書原案の不開示決定に関する件	七三日	
検察首脳会議に向けて札幌高検に提出された捜査報告	七三日	

	<p>書の不開示決定に関する件</p> <p>検察首脳会議で決定された不起訴裁定書の不開示決定に関する件</p>	七三日	
外務省	<p>一九九三年タイ環境保全基金支援事業に関する融資契約 (Loan Agreement)、及び契約に付随する環境保全対策などに係わる合意事項</p> <p>一九四五年九月二十七日から一一回にわたって行われた、昭和天皇と連合国最高司令官マッカーサー元帥の会見の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した速記録・会見録、この種の速記録・会見録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会見の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会見の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会見で米国内側に交付し、米国内側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む。）</p>	一七四日	<p>恒常的に多数の開示請求を受け付け、これら開示請求への対応に多大な労力と時間が費やされていた等、日常業務に繁忙を極めていた中で、異議申立書の内容を吟味し、必要な調査・検討を行った上で、再決定の必要性の検討や、諮問をする際の反論や意見を書面にする等の作業に時間を要したため</p>
	<p>日ソ国交回復に関連し、一九五六年一〇月一六日から三日間行われた河野・フルシチヨフ会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会談の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影</p>	一六六日	
	<p>日ソ国交回復に関連し、一九五六年一〇月一六日から三日間行われた河野・フルシチヨフ会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会談の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影</p>	一一四日	

<p>した図画・電磁的記録を含む。会談でロシア側に交付し、ロシア側から交付された文書・図画・電磁的記録、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画・電磁的記録を含む。）</p>	<p>一九九八年四月一八日～一九九日、静岡県・川奈で行われた橋本龍太郎首相とエリツイン大統領の首脳会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会談の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談でロシア側に交付し、ロシア側から交付された文書・図画・電磁的記録、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画・電磁的記録を含む。）</p>	<p>貴省の外郭団体である国際協力事業団が新大阪国際センター建設のため買収した土地のうち、平成三年三月二八日に道祖本自治会から購入した共有地四二九五平方メートル（茨木市西豊川二一一）の土地売買契約書の写し</p>	<p>「第一六回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したなどとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開基準に適合しないとして公開されなかった外交記録</p>
<p>一〇五日</p>	<p>九五日</p>	<p>八一日</p>	

<p>のリスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含む。）</p>	<p>「第一五回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したなどとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開基準に適合しないとして公開されなかった外交記録のリスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含む。）</p>	<p>「第一四回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したなどとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開基準に適合しないとして公開されなかった外交記録のリスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含む。）</p>	<p>「第一三回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したなどとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開基準に適合しないとして公開されなかった外交記録のリスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録</p>
<p>八一日</p>	<p>八一日</p>	<p>八一日</p>	<p>八一日</p>

	<p>の概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含む。）</p> <p>「第一二回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したなどとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開基準に適合しないとして公開されなかった外交記録のリスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含む。）</p> <p>「第一〇回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したなどとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開基準に適合しないとして公開されなかった外交記録のリスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含む。）</p>	<p>八一日</p> <p>八一日</p> <p>八一日</p>	
--	--	----------------------------------	--

	<p>は検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含む。）</p> <p>「第九回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含 む。）</p> <p>「第八回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含 む。）</p> <p>「第七回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含 む。）</p>	<p>八一日</p> <p>八一日</p> <p>八一日</p>	
--	--	----------------------------------	--



<p>「第六回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含 む。）</p>	<p>八一日</p>
<p>「第五回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含 む。）</p>	<p>八一日</p>
<p>「第四回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を含 む。）</p>	<p>八一日</p>

<p>「第三回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を 含む。）</p>	<p>八一日</p>
<p>「第二回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を 含む。）</p>	<p>八一日</p>
<p>「第一回外交記録公開」に際し、三〇年を経過したな どとして公開審査の対象となりながら、外務省の公開 基準に適合しないとして公開されなかった外交記録の リスト・目録（記録の表題、作成日、作成者、記録の 概要などの項目の全部、又は一部を一覧形式もしくは 検索可能な形で記した文書・図画・電磁的記録を 含む。）</p>	<p>七九日</p>

財務省	<p>土地、建築代金の支払証明書の不開示決定（不存在）に関する件</p> <p>里道（奈良県生駒郡所在）の払下げに関する文書の一部不開示決定に関する件</p>	二〇六日	<p>対象文書が古く、当時の文書作成経緯等の調査に時間を要したこと及び諮問に当たって、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p> <p>地方支分部局の開示決定に係る不服申立てであり、処分庁からの弁明書の提出、不服申立人からの反論書の提出など行政不服審査法に基づ</p>		<p>過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会議録、この種の議事録・会議録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会議の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。また、会議で出席者が閲覧・視聴したり、出席者に配布されたりした文書・図画・電磁的記録を含む。）</p> <p>一九九九年八月二三日にキルギス共和国で国際協力事業団の専門家らがイスラム武装勢力に誘拐された事件で、ビシケクの現地対策本部が外務省に送った、武装勢力側の要求・人質解放の条件、それらの要求の諾否についての現地本部の意見、請訓などを記した文書・図画・電磁的記録、及び外務省がこの件に関して現地対策本部に発した照会、指示、訓令などを記した文書・図画・電磁的記録</p>	六六日	
-----	---	------	---	--	---	-----	--

<p>文部科学省</p>	<p>広島大学教官の出勤簿等 東京医科歯科大学歯学部における不正経理に関する顛末報告書等 平成一二年度教科用図書検定調査審議会総会において決定した申請図書の合格又は不合格の判定要領</p>	<p>二四〇日</p>	<p>不服申立てを受けた三件について諮問の準備を進めていたが、後日、当該不服申立人から同</p>
<p>国 税 庁</p>	<p>東京国税局管内税務署長・副署長会議の会議資料の一部開示決定に関する件</p>	<p>一八九日</p>	<p>多数の開示請求を受け付けており、これらの開示請求への対応に相当の事務量を要すること等により事務が繁忙である中、諮問内容の検討、調査など審査を慎重に行つたため</p>
	<p>「(参) 管発第一三九号錯誤とは何かが分かる文書」の不開示決定(不存在)に関する件</p>	<p>二〇六日</p>	<p>諮問に当たつて、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p>
	<p>関西国際空港に係る平成六年度予算編成に関する運輸省との打合せ資料等の不開示決定(不存在)に関する件</p>	<p>二二三日</p>	<p>対象文書が古く、当時の文書作成経緯等の調査に時間を要したこと及び諮問に当たつて、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p>
			<p>く手続きに時間を要したこと、不服申立てに係る文書は、第三者情報を中心とする多数の不開示情報が含まれ、慎重な審査を行う必要があつたこと及び諮問に当たつて、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p>

国立大学等	文化庁	平成一三年度教科用図書検定調査審議会総会配布資料	二四〇日	一内容の開示請求が二件あり、当初全面不開示としていた文書を含めて部分開示を行ったところ、これについても改めて不服申立てを受け、当初の三件と併せ検討を行い計五件を一括し諮問したため	
		平成一三年度教科用図書検定調査審議会第二部会歴史小委員会及び公民小委員会配布資料	二四〇日		
		平成一二年度教科用図書検定調査審議会第二部会歴史小委員会及び公民小委員会に配布された判定表、調査意見書及び第二部会資料	一一二日		
		平成一二年度教科用図書検定調査審議会第四部会配布資料	一一二日		
		私立大学の在籍者数に関する文書	七二日		県における情報公開の状況を確認する等、諮問内容を慎重に検討していたため
		平成一二年度私立大学等実態調査に関する文書	六三日		諮問に必要な調査を行った上で諮問内容を慎重に検討していたため
		水爆搭載攻撃機「スカイホーク」沈没地点の海底土壌調査の報告書	八四日		宗会議事録や宗会規則の有無及びその公開については、宗教法人の信教の自由にかかわる問題であり、当該法人の意見を聴取し、慎重に検討していたため
		ある宗教法人の宗会議事録及び宗会規則（昭和五四年、五五年、平成八年、一二年）	一〇二日		諮問内容の検討、そのための情報収集に時間を要したため、及び不服申立て処理の時期が他の情報公開事務の繁忙期と重なったため
		東北大学附属図書館職員名簿の一部開示決定に関する件	一一三日		第三者情報も含まれていたことから、諮問内容を慎重に検討していたため
		東北大学医学系研究科附属動物実験施設における動物実験計画審査願等の一部開示決定に関する件	八四日		諮問内容の検討及びそのための情報収集等に
秋田大学医学部附属病院における救急隊観察情報の一	八五日				

	部開示決定に関する件								所要の期間を必要としたため
	東京大学医学部教授総会議事要録の一部開示決定に関する件	三〇日							情報公開法第一八条の該当性及び諮問内容を検討していたため
	東京大学評議会記事要旨の一部開示決定に関する件	三〇日							
	本人に係る東京大学工学部助手の退職願の不開示決定 (存否応答拒否)に関する件	三七日							
	金沢大学医学部附属病院の医療事故に関する文書	七日							
	本人に係る三重大学医学部附属病院における診療録の不開示決定 (存否応答拒否)に関する件	三一日							諮問内容を検討するとともに、委員会に諮る 手続をしていたため
	京都大学医学部附属病院における平成九年度から一三 年度までの医療事故調査検討委員会に関わる文書(議事 録及び会議の資料)	五三日							不開示部分が多く、項目を整理してから個別 に検討したため
	京都工芸繊維大学臨時評議会議事録(平成一二年一二月 五日付)	九七日							諮問内容を慎重に検討することに時間を要し たため
	京都工芸繊維大学工学部教授会議事録(平成一二年一 二月六日付)	九七日							
	京都工芸繊維大学工学部教授会議事録(平成一二年一 二月二五日付)	九七日							
	京都工芸繊維大学人権問題委員会議事録(計一回分)	九七日							
	岡山大学医学部附属病院整形外科に係る治験の受け入 れに関する文書	八一日							同時に四件の不服申立てを受け、諮問内容の 検討や学内審査機関における審議に時間を費や したため
	岡山大学医学部附属病院整形外科に係る兼業に関する	八一日							

		厚生労働省			
個別企業の雇用保険の概算・確定保険料申告書	非常勤職員の謝金	個別企業の就業規則（二件）	改正前の健康保険法の運用解釈を記した文書	九州大学医学部附属病院の勤務時間報告書及び当直日誌の一部開示決定に関する件	岡山大学医学部附属病院医事訴訟に係る出張関係文書 岡山大学医学部附属病院医事紛争対策委員会議事要旨及び関係文書
四一日	二四四日	一二五日	二八日	六一日	八一日
不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不	不服申立ての趣旨を踏まえ、処分庁から事情聴取を行う等、不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため	また、取得した弁明書及び反論書の主張を踏まえ審査庁として開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため	処分庁に対し弁明書の提出を求め、請求人から弁明書に対する反論書を提出させるそれぞれの手続や、処分庁が不服申立ての内容を調査・検討し、弁明書を作成するために時間を要したため	情報公開法第一八条の該当性及び諮問内容を検討していたため	

		開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
医薬品の薬物アレルギーの症例の届出	七六日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
医薬品の承認申請書	七六日	また、開示請求が担当部署に大量にされたため処理に時間を要したため
超過勤務手当の支給に係る運用	五四日	不服申立ての趣旨を踏まえ、請求に係る行政文書の特定について再調査を行い、改めて処分庁に対し対象文書の探索を行わせたことに時間を要したため
中央社会福祉審議会の高齢者福祉等に対する基本的事項	一一五日	文書が特定できず不開示とした事案であり、不服申立ての趣旨を踏まえ再度文書の特定について再検討・調査することにより、原処分の妥当性の判断を行うことに時間を要したため
要介護認定等に係る認定調査結果等の報告	四一日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
国立高度医療センターの医療事故報告	三九日	
国立療養所の医療事故報告	三九日	
国立病院の医療事故報告	三九日	
国立病院等における医療事故賠償金実績調査(二件)	三一日	
請求人個人の再審査請求に係る処理	三二日	
請求人個人の労災保険請求に係る書類	四四日	



	柔道整復師の処分内容（三件）	一八五日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため また、その判断如何では同種医療関係職種の開示の公開等について斉一的な取扱いが必要となり、その調整において時間を要することとなったため
国公法第一〇三条第三項に基づく営利企業就職承認（三件）		一四七日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため また、人事院等との調整を行ったため
個別企業の労働者派遣事業許可申請書		二二九日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため また、利害関係人からの意見聴取を行い、当該主張も踏まえた上で開示・不開示の判断について改めて検討を行うことに時間を要したため
労災認定の意見書等を依頼する局医の氏名等のリスト		四八日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
個別企業の就業規則		二〇六日	処分庁に対し弁明書の提出を求め、請求人から弁明書に対する反論書を提出させるそれぞれ

		<p>の手續や、処分庁が不服申立ての内容を調査・検討し、弁明書を作成することに時間を要したため</p> <p>また、取得した弁明書及び反論書の主張を踏まえ審査庁として開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>さらに、担当部署に多数の不服申立てがなされ、処理に時間を要したため</p>
<p>個別企業の時間外労働・休日労働に関する協定届</p>	<p>二一七日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>諮問前に開示・不開示の判断において考慮すべき内容の答申が出され、当該答申を踏まえ再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>中央薬事審議会副作用被害判定部会の議事録</p>	<p>一一〇日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、開示請求が担当部署に大量になされ、処理に時間を要したため</p>
<p>個別企業に対する是正勧告処分の内容</p>	<p>二七三日</p>	<p>処分庁に対し弁明書の提出を求め、請求人から弁明書に対する反論書を提出させるそれぞれ</p>
<p>個別企業に対する是正勧告処分の内容（三件）</p>	<p>二七三日</p>	<p>の手続や、処分庁が不服申立ての内容を調査・</p>
<p>申立人が申告を行った事案に係る処理の文書等（六</p>	<p>二七三日</p>	

	<p>件) 是正勧告を行った企業からは是正措置について報告された経緯を記録した文書（二件）</p>	二七三日	<p>検討し、弁明書を作成することに時間を要したため また、取得した弁明書及び反論書の主張を踏まえ審査庁として開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したこと さらに、担当部署に多数の不服申立てがなされ、処理に時間を要したため</p>
	<p>公衆衛生委員会疾病対策部会臓器移植専門委員会提出資料</p>	二二二五日	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
	<p>高知赤十字病院で実施された臓器移植について臓器移植ネットワークから提出された書類等</p>	二二二五日	<p>また、申立てを受け、文書の特定について再検討を要することとなり、関係する文書の探索を行うことに時間を要したため</p>
	<p>上記臓器移植において、病院に派遣された職員と本省がやり取りをした文書</p>	二二二五日	
	<p>福岡徳洲会病院で実施された臓器移植について臓器移植ネットワークから提出された書類等</p>	二二二五日	
	<p>労災かくし及びその排除・防止に関する通達等（二件）</p>	二二二二日	<p>処分庁に対し弁明書の提出を求め、請求人から弁明書に対する反論書を提出させるそれぞれの手続や、処分庁が不服申立ての内容を調査・検討し、弁明書を作成することに時間を要したため また、取得した弁明書及び反論書の主張を踏まえ審査庁として開示・不開示の判断に係る再</p>

<p>障害者雇用状況報告書</p>	<p>優生保護法の対象にハンセン病患者が含まれたことに 関する審議会等の議事録等の関連文書</p>	<p>二七三日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不 開示の判断に係る再検討を行うことに時 間を要したため</p>
<p>雇用保険の適用に関する私学と労働省の合意事項</p>		<p>一三一日</p>	<p>不服申立ての趣旨を踏まえ、文書の特定につ いて再検討を行い、改めて対象文書の探索を行 うことに時間を要したため また、不服申立ての内容を調査・検討し、開 示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時 間を要したため</p>
<p>本人の申告に係る申告処理台帳</p>		<p>二二七日</p>	<p>検討を行うことに時間を要したため さらに、担当部署に多数の不服申立てがなさ れ、処理に時間を要したため 不服申立ての内容を調査・検討し、不開示妥 当性の判断に係る再検討を行うことに時間を要 したため また、担当部署に多数の不服申立てがなさ れ、処理に時間を要したため</p>

医療研究センター研究部長会議録	特定の個人の診療記録		特定の事故に係る災害調査復命書	特定の事故に係る労働者死傷病報告	特定の個人の災害に係る労働者死傷病報告	
一九日	三三日		二〇四日	二〇四日	六五日	一四四日
<p>開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>諮問前に開示・不開示の判断において考慮すべき内容の答申が出され、当該答申を踏まえ再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>		<p>開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>諮問前に開示・不開示の判断において考慮すべき内容の答申が出され、当該答申を踏まえ再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>	<p>開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>	<p>開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>諮問前に開示・不開示の判断において考慮すべき内容の答申が出され、当該答申を踏まえ再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>	<p>開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、利害関係人からの意見聴取を行い、当該主張も踏まえた上で開示・不開示の判断について改めて検討を行うことに時間を要したため</p> <p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>	

		<p>したため</p>
<p>病院センター連絡会の会議録</p>	<p>一九日</p>	<p>不服申立ての趣旨を踏まえ、請求に係る行政文書の特定について再検討を行い、改めて対象文書の探索を行うことに時間を要したため</p>
<p>医薬品副作用・感染症症例票</p>	<p>一二二日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、開示請求が担当部署に大量になされ、処理に時間を要したため</p>
<p>受験者本人の採点結果と答案用紙</p>	<p>一九二日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、他の国家試験の開示・不開示の判断について整合性をとる必要がある、その調整において時間を要することとなったため</p>
<p>脳・心臓疾患に係る労災請求の処理経過簿</p>	<p>二四九日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>特定の事故に係る災害調査復命書</p>	<p>一八八日</p>	<p>諮問前に開示・不開示の判断において考慮すべき内容の答申が出され、当該答申を踏まえ再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>地方労災医員の住所</p>	<p>一〇〇日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、不開示と</p>

		<p>した判断の妥当性に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、諮問前に開示・不開示の判断において考慮すべき内容の答申が出され、当該答申を踏まえ再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>国立病院の医療事故報告</p>	一九日	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>国立高度専門医療センターの医療事故報告</p>	一九日	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>国立療養所の医療事故報告</p>	一九日	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>押収品目録</p>	六一日	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>国立療養所の医療事故報告（二件）</p>	一九四日	<p>また、不服申立てを受け、文書の特定について再検討を要することとなり、処分庁から事情聴取し、不服申立ての趣旨を踏まえ改めて対象文書の探索を行うことに時間を要したため</p>
<p>地方労災医員名簿</p>	一七〇日	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、同種の事案が審査会で審議されており、答申を待つて判断を行うことを検討し、時間を要したため</p>

		<p>さらに、利害関係者が多数おり、意見聴取を踏まえ、検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>研究委員会報告書及び委託契約書（四九件）</p>	<p>八五日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>当該不服申立ての対象となる開示決定の件数が多数に及び（対象文書の量が膨大）、処理に時間を要したため</p>
<p>本省中央監察の実施結果</p>	<p>五三日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>地方監察の実施結果</p>	<p>五三日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>個別企業の時間外労働・休日労働に関する協定届 同右</p>	<p>一六五日 一六八日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>当該開示・不開示の判断に際して考慮すべき答申が諮問前に出され、当該答申を踏まえ再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>日本国有鉄道法の労災保険等の手続書類</p>	<p>一九五日</p>	<p>文書が特定できず不開示とした事案であり、申立てを受けその趣旨を踏まえ再度文書の特定について再検討するとともに、申立書に記載された主張について、関係する地方支分部局に調査を依頼する等調査に時間を要したため</p>



		<p>これら調査を踏まえ、不開示とした原処分 の妥当性の判断について再検討を行うことに時 間を要したため</p>
<p>遺族補償給付不支給決定処分に係る審査請求で処分 から提出された資料</p>	<p>一一四日</p>	<p>不服申立ての趣旨を踏まえ、処分庁から事情 聴取を行う等、不服申立ての内容を調査・検討 し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うこ とに時間を要したため</p>
<p>労災事故に係る聴取書</p>	<p>五六日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不 開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要 したため</p>
<p>地方最低賃金審議会任命綴</p>	<p>二〇三日</p>	<p>不服申立ての趣旨を踏まえ、処分庁から事情 聴取を行う等、不服申立ての内容を調査・検討 し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うこ とに時間を要したため また、同種の事案が審査会で審議されてお り、答申を待つて判断を行うことを検討し、時 間を要したため</p>
<p>職員の懲戒処分の申立てに係る審議結果</p>	<p>四九日</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不 開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要 したため</p>
<p>特定の事故に係る労働者死傷病報告</p>	<p>一三七日</p>	<p>不服申立ての趣旨を踏まえ、処分庁から事情 聴取を行う等、不服申立ての内容を調査・検討</p>

		し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
民生委員の職務に係る高齢者及び身体障害者の扱いに関する文書等	一九〇日	不服申立ての趣旨を踏まえ、請求に係る行政文書の特定について再検討を行い、改めて対象文書の探索を行うとともに、申立書に記載された主張について、調査を行うことに時間を要したため また、これら調査を踏まえ、不開示とした原処分の妥当性の判断について再検討を行うことに時間を要したため
個人の障害補償給付請求に係る補償調査復命書	三二日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
第八九回国際労働機関（ILO）日本代表団労働者側代表の選任に至る過程の審議内容及び決定理由	四一日	
中央労働委員会労働者委員任命処分取消訴訟部局内検討資料	四八日	
中央労働委員会労働者委員の任命に至る過程の審議内容及び決定理由	一七五日	不服申立ての趣旨を踏まえ、請求に係る行政文書の特定について再検討を行い、改めて対象文書の探索を行うとともに、不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため また、利害関係人からの意見聴取を行い、当該主張も踏まえた上で開示・不開示の判断につ

中高年齢失業者等求職手帳の不発給処分に係る審査庁聴取確認資料	一四五日	いて改めて検討を行うことに時間を要したため 不服申立ての趣旨を踏まえ、処分庁から事情聴取を行う等、不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
個別食品のダイオキシン汚染実態調査に関するデータ (二件)	一六五日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため 多数の利害関係者から意見聴取を行い、当該主張も踏まえた上で開示・不開示の判断について改めて検討を行うことに時間を要したため
特定の個人の労災補償給付調査結果復命書	四二日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
請求人本人の診療記録	六四日	不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
特定企業の有機溶剤健康診断結果報告書	四九日	不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
特定の事故に係る災害調査復命書	四一日	不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
特定の医薬品に係る医薬品製造承認事項一部変更承認申請書 (二件)	九三日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため また、開示請求が担当部署に大量にされ処理に時間を要したため
特定の個人に係る労災給付不支給決定された請求書	二二日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため
特定の個人に係る労災給付の実地調査復命書	二二日	不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため

		農林水産省			
特定の個人に係る適正給付管理対策に関する調査復命書	二七日	したため			
自民党社会部会歯科問題小委員会における合意書	五〇日	不服申立ての趣旨を踏まえ、請求に係る行政文書の特定について再検討を行い、改めて対象文書の探索を行うことに時間を要したため			
国会議員、厚生労働省、日本歯科医師会による打合せの確認内容	五〇日				
特定の個人に係る労災給付の聴取書	四七日	不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため			
特定の個人に係る雇用保険被保険者資格喪失届					
特定の労災認定申請事案に係る決定書等関係書類	一五日	不服申立ての内容を調査・検討し、不開示とした判断の妥当性について再検討を行うことに時間を要したため			
G A T Tウルグアイ・ラウンド等に関する資料の一部開示決定に関する件	一七五日	慎重に検討を行ったため			
農薬の毒性に関する資料の一部開示決定に関する件（スミチオン）	一六五日	異議申立書の理由が多岐にわたり、それらの事実関係の確認及び調査に時間を要したため			
農薬に係る代謝物の毒性に関する資料の一部開示決定に関する件（スミオキソン）	一六五日				
農薬の補助成分名等に関する資料の開示決定に関する件（スミバイン）					
国家公務員法第一〇三条関係審査状況等（農林水産省分）の一部開示決定に関する件（営利企業への就職関係）	一三九日	関係機関との調整に時間を要したため			

<p>諫早湾漁場調査委員会の議事録等の不開示決定に関する件</p>	<p>九八日</p>	<p>対象文書が多数（一八六件）であり、かつ、行政文書の不存在に関する確認に時間を要したため</p>
<p>農林中央金庫に関する検査報告書等の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	<p>対象文書が多数（約四〇〇件）であり、かつ、関係省庁等との調整に時間を要したため</p>
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九八九年）の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九〇年）の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九一年）の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九二年）の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九三年）の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九四年）の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九五年）の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九六年）の不開示決定に関する件</p>	<p>七八日</p>	
<p>全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等</p>	<p>七八日</p>	

林野庁	食糧庁	(一九九七年)の不開示決定に関する件			
		全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等	七八日		
		(一九九八年)の不開示決定に関する件			
		全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等	七八日		
		(一九九九年)の不開示決定に関する件			
		全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等	七八日		
		(二〇〇〇年)の不開示決定に関する件			
		全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等	七八日		
		(二〇〇一年)の不開示決定に関する件			
		一九九八年のカドミウム対策省内連絡会議に関する文書の一部開示決定に関する件	七十二日	関係省及び省内各局庁との調整に時間を要したため	
二〇〇〇年のカドミウム対策省内連絡会議に関する文書の一部開示決定に関する件	七十二日	たため			
米の残留農薬とカドミウム含有量に関する全国調査に係る文書の一部開示決定に関する件	一四三日	第三者(九四三件)に参加人としての意向確認をするのに、時間を要したため			
国家公務員法第一〇三条関係審査状況等(食糧庁分)の一部開示決定に関する件(営利企業への就職関係)	一三九日	関係機関との調整に時間を要したため			
小川森林鉄道木材積置敷地買上予算調の一部開示決定に関する件	一九五日	同様の事案について、多数の不服申立てが行われ、不服申立てに係る事務処理に時間を要したため			
小川森林鉄道敷地買収に関する文書の一部開示決定に関する件	一九五日	たため			
小川森林鉄道敷地買収登記済書類送付案の一部開示決定に関する件	一九五日				

水産庁 経済産業省	定に関する件		
	帝室林野管理局長官「土地買収・登録」の一部開示決定に関する件	一九五日	
	千葉森林管理事務所におけるラリー申請に関する文書の一部開示決定に関する件	一五三日	慎重に検討を行ったため
	中部森林管理局の林道を利用させる場合の取扱いに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件	一五三日	行政文書の不存在に関する事実関係確認を入念に行ったため
	国家公務員法第一〇三条関係審査状況等（林野庁分）の一部開示決定に関する件（営利企業への就職関係）	一三九日	関係機関との調整に時間を要したため
	帝室林野管理局主事文書の一部開示決定に関する件	一二五日	同様の事案について、多数の不服申立てが行われ、不服申立てに係る事務処理に時間を要したため
	帝室林野管理局主事文書の一部開示決定に関する件	一二五日	
	木第九七八の七号文書の一部開示決定に関する件	一二五日	
	国家公務員法第一〇三条関係審査状況等（水産庁分）の一部開示決定に関する件（営利企業への就職関係）	一三九日	関係機関との調整に時間を要したため
	福岡県内に所在する前払式特定取引業を営む者の決算報告書等の一部開示決定に関する件	三九日	審査請求人に関する法人情報に係る行政文書についての開示決定に対して、当該審査請求人が当該開示決定を不服としてその取消しを求め提起されたものであったことから、情報公開法上の不開示事由の該当性について入念な審査を行う必要があつたため
照表等の開示決定に関する件	四七日		
照表等の開示決定に関する件	四七日		
別府市の場外車券売場設置許可に至るまでの関係者間の議事録等の不開示決定に関する件	八〇日	審査請求に係る行政文書は、一二二件と大量であるとともに、訴訟（審理中）の対象となつ	

資源エネルギー			
原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一	昭和六二年九月に公正取引委員会委員に就任した者の推薦経緯文書の不開示決定（不存在）に関する件 平成五年七月に公正取引委員会委員に就任した者の推薦経緯文書の不開示決定（不存在）に関する件	昭和六二年九月に公正取引委員会委員に就任した者の推薦経緯文書の不開示決定（不存在）に関する件	昭和五二年度鉱害認定科学調査総括報告書（第二次東岩崎地域）の一部開示決定に関する件
七九日	五四日	六六日	二二〇日
異議申立てに係る文書が異議申立てに係る多	ている設置許可処分を経緯に関するものであることから、慎重に検討を行ったことにより、理由説明書（諮問庁としての意見）の作成に時間を要したため 審査請求書の記載事項に形式上の不備があり、補正手続を行ったため及び審査請求に係る行政文書には審査請求人以外の個人情報に記載されており、情報公開法第五条第一号本文及び同号ただし書口との比較衡量の判断に時間を要し、理由説明書（諮問庁としての意見）の記載内容の調整に時間を要したため 審査請求に係る行政文書には審査請求人以外の個人情報に記載されており、情報公開法第五条第一号本文及び同号ただし書口との比較衡量の判断に時間を要し、理由説明書（諮問庁としての意見）の記載内容の調整に時間を要したため 行政文書は存在するはずである旨の主張をしており、行政文書の不存在について、過去の経緯を含めて入念に調査を行ったため		



1庁	部開示決定に関する件		数の不開示部分を含め大部であるとともに、第三者である法人等に関する情報を多く含むことから、情報公開法第五条第二号イ及びロの該当性等の諮問内容の検討に時間を要したため
特許庁	実用新案登録出願件数が急減したことについて、特許庁が行った行政指導に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件	一一八日	行政文書は存在するはずである旨の主張をしており、行政文書が存在であることを、諮問に当たり再度確認するための調査を入念に行うため
国土交通省	王寺駅前再開発事業の補助基本額協議書等の一部開示決定に関する件	二五三日	諮問に至る手続において、異議申立人からの口頭意見陳述の日程、開催場所等の調整に時間を要したため
	地価公示鑑定評価員の選定に係る土地鑑定委員会議事録の不開示決定に関する件	二二九日	対象となった文書には、個人情報や試験・処分の実施に係る情報が多く含まれており、改めて議事録及びその資料の細部にわたり土地鑑定委員会における公正かつ中立な審議の確保、個人情報保護等の観点との関係から公開の可否について慎重な検討が必要であったため
	国道二五号斑鳩バイパス計画決定経緯等に関する文書等の不開示決定（不存在）に関する件	二一六日	対象文書が二九年以上も前のものであり、不存としたものであるが、改めて国土交通本省ほか関係機関での当該文書の発見作業、文書管理規定・文書保存区分表による確認、保存期間が過ぎた文書の破棄の妥当性など事実関係に係

<p>関西国際空港に係る平成六年度予算編成に関する大蔵省との打ち合わせ資料等の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>二〇三日</p>	<p>確認作業に時間を要したため 不服申立てにおいて、対象文書に係るもの以外についても検討する必要が生じたため、新たに保存文書の確認及び担当者への確認作業等に時間を要したため</p>
<p>首都高速道路公団が行った代替地補償の実例に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>一九二日</p>	<p>開示請求があった文書について、当該文書の確認及び省内関係部局への確認作業等に時間を要したため</p>
<p>第二東名自動車道の用地取得に関する行政資料の不開示決定に関する件</p>	<p>一一五日</p>	<p>開示請求があった文書の存否を再度確認するとともに、不開示とした部分の開示の可否を再度検討するのに時間を要したため</p>
<p>（財）民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務に関する文書の一部不開示決定に関する件</p>	<p>九五日</p>	<p>不開示とした部分を開示することによる影響等を勘案しつつ、開示範囲を拡大することの可否を再度慎重に検討することに時間を要したため</p>
<p>公営住宅法第四八条に係る大阪府関係の報告書等の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>七八日</p>	<p>本件は担当課が複数にまたがるため、経緯等の整理に時間を要し、諮問書の作成が遅れたこと並びに不服申立てと同時に同一人物から新たな文書の開示請求があり、並行して対応を行っていたため</p>
<p>公共土木請負工事に要する経費の実態調査に係る調査票の不開示決定に関する件</p>	<p>七五日</p>	<p>異議申立書の中で異議申立人が新たに主張した内容に関連し、資料の確認を追加して行う必</p>

旧住宅・都市整備公団分譲住宅の譲渡単価変更に係る承認申請書の一部開示決定に関する件	六八日	要があり、その確認作業に時間を要したため 本件不服申立てにおいて、申立人が不開示処分を行った以外の情報についても開示を求めていることが明らかとなったため、その内容について、公団の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無等について公団の意見等も聴取しながら個別情報ごとに検討を行ったため
旧国鉄の労災保険等の手続書類の不開示決定（不存在）に関する件	五九日	文書の不存在の事実関係を確認するために、(1)国土交通省が保有している国鉄の労災及び共済に関するすべての文書、(2)国鉄時代の労災及び共済の仕組み、(3)経営形態が国営、公共企業体、民間企業（ＪＲ）と変わるたびに行われた幾多の制度改正の内容及び引き継がれた業務などを入念に調査する必要があるため
羽田空港の保安担当者会議に関する文書の不開示決定に関する件	五六日	当該文書に記載されている内容は、ハイジャック防止対策等の空港のセキュリティに関する情報や関係者の個人情報为主であるため、開示可否について慎重に検討を重ねることが必要であったため
自動車ユーザーからの苦情申立情報の一部開示決定に関する件	四九日	本件にかかわる事実関係及び審査請求書の内容の確認とともに、開示範囲の妥当性について

海上保安庁	気象庁		<p>平成一三年一月一三日に(株)フジテレビジョンがテレビ番組の撮影のため、鎌倉市由比ヶ浜の沖合海上から煙火を打ち上げた件で、(株)フジテレビジョンから海上保安庁に提出された「行事・作業届」</p> <p>一九六五年一月二日に鹿児島県喜界島沖の太平洋で発生した原子力空母「タンコンデロガ」号で発生した一メガトンの水爆搭載攻撃機「スカイホーク」海中転落事件について、海上保安庁作成のてんまつ書</p> <p>人事院規則一四一四、第四条によつて権限を委任された所轄長の長が一九九八年及び二〇〇〇年に国家公務員法第一〇三条第三項に基づいて承認を与えた職員の</p>	<p>国家公務員法第一〇三条関係審査状況について（営利企業への就職関係審査内訳）</p>	<p>旧住宅・都市整備公団分譲住宅の譲渡単価変更に係る承認申請書の一部開示決定に関する件</p>
一四七日	一五四日	一九日	<p>事案内容の精査のため</p>	<p>事案内容の精査のため</p>	<p>再度慎重に検討した上で情報公開審査会への提出資料の作成等を行ったため</p> <p>なお、同日付で、本件文書に関する行政処分取消訴訟が提起された</p> <p>当該文書については、既に別の者からの情報公開請求に係る不服申立てがなされており、当該不服申立てに対して、情報公開審査会からの答申を受け、決定処分を行うための最終調整を行っていたため</p> <p>異議申立書の記載事項に形式上の不備があり、補正手続きに日数を要したため</p>

環境省	<p>一九九九年及び二〇〇〇年の国家公務員法第一〇三条関係審査状況（環境省分）の一部開示決定に関する件</p> <p>メチル水銀の環境保健クライテリアに係る調査報告書及び中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会議事録の一部開示決定に関する件</p>	三九日	<p>慎重な検討に時間を要したため</p> <p>また、同時期に多数の開示請求が行われ、かつ当該請求に係る対象文書の量が膨大であったこと、開示・不開示の審査に時間を要したことに加え、訴訟対応や国際会議準備等の業務が繁忙であったため</p>
海難審判庁	<p>海難審判の事件記録の開示</p>	一六二日	<p>諮問書を作成するに当たって、適用条文等について再検討し、当庁としての意見をまとめるのに時間を要したため</p>
	<p>氏名及びそれぞれの職員について(1)在職期間(2)離職後五年間の官職・肩書とその職務内容の履歴(3)就職先の企業名(4)その企業における地位(5)在職機関と当該企業との密接な関係の具体的な内容(6)人事院規則一四一四、第五条に適合するかどうかの審査の内容及び結果などを記した文書・図画・電磁的記録</p> <p>平成一二年二月二十九日及び平成一二年三月一日に異議申立人と本庁監察官白澤調査官が話をした内容について録音したテープのコピー</p>	六七日	

	<p>一九七五年から一九七七年までに開催された「水俣病認定検討会」の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件</p>	一四八日	<p>文書不存在の再確認及び慎重な検討に時間を要したため</p> <p>また、同時期に多数の開示請求が行われ、かつ当該請求に係る対象文書の量が膨大であったこと、開示・不開示の審査に時間を要したことに加え、訴訟対応や国際会議準備等の業務が繁忙であったため</p>
会計検査院	<p>文部省委嘱事業（山梨県分）についての質問及び特別調査の不開示決定に関する件</p>	三一日	<p>対象文書に記載されている情報の不開示情報該当性について改めて慎重に審査したため</p>
	<p>財務省（主計局及び理財局）との連絡会の議事要旨等の一部開示決定に関する件</p>	二七日	
	<p>検査官会議の議事録、議案等の一部開示決定に関する件</p>	三一日	
	<p>国家公務員法第一〇三条関係審査状況等（営利企業への就職関係審査内訳平成一〇年分）の一部開示決定に関する件</p>	一七五日	<p>対象文書に記載されている情報の不開示情報該当性について改めて慎重に審査したほか、関係府省との調整に時間を要したため</p>
	<p>国家公務員法第一〇三条関係審査状況等（営利企業への就職関係審査内訳平成一二年分）の一部開示決定に関する件</p>	一七五日	

<p>国民年金保険料前払制度に係る外部情報の処理結果の不開示決定に関する件</p>	<p>九五日</p>	<p>対象文書に記載されている情報の不開示情報 該当性について改めて慎重に審査したため</p>
<p>国民年金保険料前払制度に係る外部情報に関し厚生省に対して行った実地検査の結果等の不開示決定（不在）に関する件</p>	<p>九五日</p>	<p>対象文書の存否及び不開示決定の適否について改めて慎重に審査したため</p>
<p>消費税の性格について決算検査報告に掲記した見解を確立する根拠となった資料等の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>八四日</p>	
<p>私立学校教員への雇用保険適用問題に関する質問文書及び回答文書の一部開示決定に関する件</p>	<p>七七日</p>	<p>対象文書に記載されている情報の不開示情報 該当性について改めて慎重に審査したため</p>

別表四 一の(4)でお尋ねの平成一四年三月三十一日までに不服申立てを受け付け、同年四月一日までに諮問を行っていないかった事案及びその理由

行政機関名	事案の件名	理由
内閣官房	<p>報償費の支出負担行為に関する文書 (平成一三年一月分)</p> <p>報償費の支出負担行為に関する文書 (平成一二年一月分)</p> <p>報償費の支出負担行為に関する文書 (平成一二年六月分)</p> <p>一九九八年度の内閣官房報償費の支出のすべてがわかる文書(支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書等及び会計検査院への提出資料)</p> <p>二〇〇〇年三月分の内閣官房報償費の支出のすべてがわかる文書(支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書等)</p> <p>二〇〇一年一月分の内閣官房報償費の支出のすべてがわかる文書(支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書等)</p>	<p>理由</p> <p>諮問中の案件の対応中であつたため また、内閣官房報償費の性格に照らし十分な検討を行う必要があつたため</p>



<p>議書、支出振替通知、請求書、領収書等)</p>	<p>二〇〇〇年七月の九州・沖縄サミットについて、内閣官房報償費からの支出のすべてがわかる文書（支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書等）</p>	<p>一九九九年二月の小淵首相のヨルダン吊問について、内閣官房報償費からの支出のすべてがわかる文書（支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書等）</p>	<p>一九九八年一二月の小淵首相のベトナム訪問について、内閣官房報償費の支出のすべてがわかる文書（支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書等）</p>	<p>一九九七年一二月の橋本首相のサウジアラビア訪問について、内閣官房報償費の支出のすべてがわかる文書（支給</p>
----------------------------	--	--	---	--

<p>決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書等)</p>	<p>報償費の支出負担行為に関する文書 (平成一二年八月分)</p>	<p>内閣官房報償費の支出負担行為に関する文書 (平成一三年二月分)</p>	<p>内閣総務官室にて保有している『内閣情報調査室』が平成一三年一月～三月間に支出した報償費に関する一切の資料</p>	<p>支出証拠等の文書で報償費の使途の具体的な内容がわかるもの (平成一二年五月六～一〇日支出分)</p>	<p>報償費の支出負担行為に関する文書 (平成一二年九月分)</p>	<p>内閣情報調査室の諸謝金及び報奨金の支払目的、支払金額、支払日、支払先を明らかにする一切の書類 (平成一二年度分)</p>	<p>○一年六月二日付『読売新聞』が報じた、読売新聞が情報公開法に基づき開</p>	<p>本件対象文書には、第三者に関する情報が含まれており、かつ報道機関である法人の権利が関係するため、原処分(不開示決定)の妥当性について、十分</p>
---	--	--	---	---	--	---	---	--

<p>示請求した「一九九八年度の内閣官房報償費の全支出がわかる文書」に対する不開示決定に際しての起案、合議、決裁にかかわるすべての文書</p>	<p>な検討を行う必要があるため</p>
<p>橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書</p>	<p>請求の対象となる行政文書が大量であったため、原処分（部分不開示決定及び不開示決定）の妥当性についての検討に時間を要したため</p>
<p>橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書</p>	<p>また、開示した文書よりその存在を推定することのできる行政文書の存否の確認を求められており、文書不存在であることの確認に相当の時間を要したため</p>
<p>橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書</p>	
<p>橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書</p>	
<p>橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書</p>	
<p>橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書</p>	

宮内庁	
昭和天皇とマッカーサー最高司令官と わる全文書	<p>橋本総理から研究・検討が指示された 緊急事態が発生した場合の対応策に關 する全文書</p> <p>橋本総理から研究・検討が指示された 緊急事態が発生した場合の対応策に關 する全文書</p> <p>橋本総理から研究・検討が指示された 緊急事態が発生した場合の対応策に關 する全文書</p> <p>橋本総理から研究・検討が指示された 緊急事態が発生した場合の対応策に關 する全文書</p> <p>橋本総理から研究・検討が指示された 緊急事態が発生した場合の対応策に關 する全文書</p> <p>パキスタンへの政府調査団による現地 調査にかかわる全文書</p> <p>内閣官房行政改革推進事務局へ提出し た本年一月から九月までの厚生労働省 管理団体、労働時間短縮支援センター (社団法人) 全国労働基準関係団体連 合会の事業報告書全文書</p> <p>政府の有事法制研究の第三分類にかか わる全文書</p>
諮問内容等について検討を行うため	<p>他の不服申立て案件を順次処理していった結果、時間を要したため。また、 審査請求理由が追加されたため、それについても検討する必要があるため</p> <p>原処分の妥当性についての検討（文書不存在であることの確認）に時間を要 したため</p>

警察庁	<p>の会見録等の不開示決定に関する件の 特定個人が提起した民事訴訟における 調査嘱託書についての警視庁との間の 文書 特定事件についての神奈川県警との間 の文書 宮城県情報公開条例改正案を巡る宮城 県警との間の文書 特定事件について調査・検討した文書 特定事件についての神奈川県警との間 の文書 特定事件について警察庁長官が検察当 局に提出した誓約書 自動車ナンバー自動読取装置設置場所 一覧表 松本サリン事件の捜査概要が記された 文書 自動車登録抄ファイル 公共工事事務所に対するけん銃発砲事 件に関する申報</p>	<p>複数の不服申立て案件を順次処理していった結果時間を要したため</p>
防衛庁	<p>通信電子平成一三年五月号の一部開示 決定</p>	<p>個人情報について、具体的かつ詳細な記載があり、開示・不開示の判断に時 間を要しているため 複数の不服申立て案件を順次処理していった結果時間を要したため</p> <p>内容が捜査手法にわたり、不開示該当性について慎重な検討を要するため</p> <p>内容が捜査手法及び個人情報にわたり、不開示該当性について慎重な検討を 要するため 不適法な異議申立書であり、その補正に時間を要したため 内容が現在捜査中の事件に関する事項にわたり、当該捜査への支障の有無 等、不開示該当性について慎重な検討を要するため</p> <p>本文書は、自衛官等を構成員とする私的な団体が発行した出版物であること から、当該団体の意見を聴取しつつ、諮問に必要な資料作成に係る調査等を行</p>

研究季報第一三六号の一部開示決定	うことが必要であり、当該調査等に時間を要したため
高知駐屯地に係る「平成一三年度現計書」の一部開示決定	諮問に必要な資料作成に係る調査等に時間を要したため 理由説明書の作成に関し、複数の関係部局間の調整及び慎重な検討が必要であつたため
平成一三年四月から六月までの記者発表資料の開示決定（文書の特定）	慎重に検討を行ったため
平成一三年七月及び八月までの記者発表資料の開示決定（文書の特定）	
訓練展示ビデオ等の一部開示決定	
平成一三年度電話番号簿の一部開示決定	異議申立人からは、当該電話番号簿は防衛庁以外にも配布されているため不開示決定を取り消すべきである旨の異議申立てがなされたものであり、異議申立てを踏まえた実態調査に時間を要したため
平成一三年度自衛隊統合防災演習計画の一部開示決定	関係部署との調整に時間を要したため
西太平洋地域ミサイル防衛総括の不開示決定（不存在）	不服申立人に対し教示を行ったため
公務災害発生報告書等の一部開示決定	不服申立て内容が多岐にわたったこと及び対象文書に個人のプライバシーに係る事項等が含まれていたため適切な対応を行う必要があつたことから、理由説明書作成にあたり資料収集及び検討に時間を要したため
領空侵犯に対する措置に関する内訓の一部開示決定	慎重に検討を行ったため
平成一三年秘密文書登録簿の件名一覧	

<p>の一部開示決定</p>	<p>行動規定第二部の不開示決定</p>	<p>テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動の実施要項の不開示決定</p>	<p>平成一一年一〇月の日米共同訓練に係る饗庭野演習場における音響測定記録紙の一部開示決定</p>	<p>平成一二年一〇月の日米共同訓練に係る饗庭野演習場における音響測定記録紙の一部開示決定</p>	<p>平成一三年九月及び一〇月の記者発表資料の不開示決定（不存在）</p>	<p>懲戒処分宣告書等の一部開示決定</p>	<p>期限の特例規定の適用</p>	<p>航空事故調査報告書の一部開示決定</p>	<p>贈与等報告書（平成一二年分）の一部開示決定</p>	<p>「平成二二年度の目標達成」との開示請求に係る平成五年度陸上自衛隊中期防衛見積りの不開示決定（不存在）</p> <p>「〇五陸中予想装備」との開示請求に係る平成五年度陸上自衛隊中期防衛見積</p>	<p>必要な調査等に時間を要したため</p>	<p>慎重に検討を行ったため</p>	<p>個人に関する情報を含んでおり、慎重に検討を行ったため</p>	<p>対応につき慎重に検討を行ったため</p>	<p>慎重に検討を行ったため</p>	<p>法人に関する情報を含んでおり、慎重に検討を行ったため</p>	<p>不服申立てから間もなく、調査・検討等に時間を要したため</p>
----------------	----------------------	-------------------------------------	---	---	---------------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------------	------------------------------	--	------------------------	--------------------	-----------------------------------	-------------------------	--------------------	-----------------------------------	------------------------------------

	<p>積りの不開示決定（不存在）</p> <p>インド洋派遣艦艇の情報収集活動の実施に係る報告書の一部開示決定</p> <p>研究季報第一三五号掲載論文の一部開示決定</p>	<p>不服申立人が理由を申請するのを待ったため</p>
	<p>一五五mりゅう弾砲演習場外事故調査報告の一部開示決定</p>	<p>諮問に必要な資料作成に係る調査等に時間を要したため</p>
<p>防衛施設庁</p>	<p>平成一〇年二月二〇日の日米合同委員会合意文書の不開示決定</p>	<p>不服申立てに係る文書は、在日米軍との間で作成された文書であり、「公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ」に該当することを理由とし原処分を行ったことから、諮問を行うに当たっても、在日米軍との調整を行う必要があり、その調整等に時間を要したため</p>
	<p>沖繩における施設及び区域に関する特別行動委員会第二回会合議事録概要</p>	<p>不服申立てに係る文書は、複数の関係機関の職員が出席して行われた日米間での会議の概要をまとめたものであり、当該文書の一部が「公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ」及び「個人の氏名を公にした場合、特定の個人が識別されたり、個人の権利利益を害するおそれ」に該当することを理由として原処分を行ったものであり、諮問を行うに当たって、これらの理由に関し関係機関との調整に時間を要したため</p>
<p>金融庁</p>	<p>西武信用組合の検査関係資料</p>	<p>多数の不服申立案件等を処理する中であって、本案件を諮問するに当たって、検査関係資料はその分量が多いことに加えて、その性質・内容等の面から不開示処分の妥当性についての検討等に時間を要したため</p>
	<p>特定証券取引所の調査報告書等</p>	<p>多数の不服申立案件等を処理する中であって、本案件を諮問するに当たって、異議申立人に対し、行政不服審査法上の補正手続をするなどして異議申立</p>



	<p>ての理由を再度確認する手続及び不開示処分の妥当性の検討等に時間を要したため</p>
<p>特定保険会社の自動車保険料の算出方法書</p>	<p>多数の不服申立案件等を処理する中であって、本案件を諮問するに当たって、不開示処分の妥当性の検討等に時間を要したため</p>
<p>特定の金融機関の海外店での損失事故に関する事故報告及び調査結果報告等 特定人の公認会計士試験解答用紙及び受験票等（五件）</p>	<p>多数の不服申立案件等を処理する中であって、本案件の処理するに当たって、異議申立人に対し、諮問できるかどうかの検討も含め、行政不服審査法上の補正手続をするなどして異議申立ての理由を再度確認する手続等に時間を要したため</p>
<p>山一証券営業休止届出書・是正命令（二件）</p>	<p>多数の不服申立案件等を処理する中であって、本案件の開示請求対象文書である山一証券関係の書類は現在、捜査当局によって押収されているものもあり、本件異議申立てに係る開示請求対象文書が押収物の中に含まれている可能性も一概に否定できず、押収物中对象文書がないことの確認等になお時間を要したため</p>
<p>金融再生委員会議事録関係書類（六五件）</p>	<p>多数の不服申立案件等を処理する中であって、本案件の開示請求対象文書である金融再生委員会議事録関係書類等は、その文書の量が膨大であることに加えて、その性質・内容面から不開示決定の妥当性について検討等に時間を要したため</p>
<p>公認会計士試験二次試験の合否判定資料（八件）</p>	<p>多数の不服申立案件等を処理する中であって、本案件の不開示処分の妥当性について再度検討等をするのに時間を要したため</p>
<p>異議申立人が過去に提出した「行政不</p>	<p>多数の不服申立案件等を処理する中であって、本案件は、不存在を理由とす</p>

	<p>服及び審査請求書」と称する書面の処理経過を示す文書</p> <p>特定の金融機関（証券会社）の検査結果報告書（二件）</p>	<p>不開示であり、その文書の存在・不存在の確認（原処分を検討）等に時間を要したため</p> <p>多数の不服申立案件等を処理する中であつて、本案件は、審査請求案件であり、処分庁への弁明書提出手続、異議申立人からの反論書提出手続を踏む必要があり、これらの手続及び検討等に時間を要したため</p>
<p>総務省</p>	<p>朝銀京都、朝銀兵庫などの合併認可時の決裁文書等</p> <p>総務大臣及び内閣法制局長官あての内容証明郵便に対して回答しない理由を記載した文書の不開示決定に関する件</p> <p>勤務条件等に関する総務部長会議に関する公文書（伺い及び決裁を含む）及び議事録のうち議事録を不存在とした不開示決定に関する件</p>	<p>て、不開示処分の妥当性の検討等に時間を要したため</p> <p>異議申立書の記載事項に形式不備があり、補正を命じたものの、適切な補正が行われなかつたため</p> <p>異議申立書に基づき開示請求内容を再検討したところ、異議申立人が考えている開示請求の文書の範囲が担当課で理解していた範囲より広いことがわかり、開示請求の対象文書についてさらに調査を行うこと等に時間を要したため</p>
<p>公正取引委員会</p>	<p>勤務条件等調査のヒアリングに関する文書のうち、議事録を不存在とした不開示決定に関する件</p> <p>公正取引委員会の人事に関する件三件</p> <p>個別の入札談合の談合情報に関する件</p> <p>公正取引委員会の人事に関する件一件</p> <p>公正取引委員会の人事に関する件三四</p>	<p>異議申立書に記載されている行政文書に、開示請求に含まれていなかった新たな行政文書が含まれていると考えられたため、異議申立ての内容について、異議申立人との調整等に時間を要したため</p> <p>同一審査請求人より類似内容の審査請求があつたことから、取りまとめて諮問することが適切と思料したため</p> <p>原処分の妥当性判断に時間を要したため。</p> <p>同一審査請求人より類似内容の審査請求があつたことから、取りまとめて諮問することが適切と思料したため</p>

	<p>件 入札参加者に対する勧告についての新聞発表想定問答等を作成するために職務上取得した一切の資料の不開示決定に関する件</p>	<p>審査請求対象文書が多岐、大量であったため、諮問に際して必要な公正取引委員会の考え方及びその理由を記載した理由説明書の作成に時間を要したため</p>
<p>郵政事業庁</p>	<p>特定郵便局の廃止に関する文書の一部開示決定に関する件 職員の懲戒処分に係る処分説明書（案）の一部開示決定に関する件 職員の懲戒処分に係る処分説明書（写し）の一部開示決定に関する件 平成一二年懲戒処分等ファイルの一部開示決定に関する件</p>	<p>審査請求書の補正及び審査請求の理由が情報公開法第五条第一号イの該当性にあり、不開示とした個人情報に公にされていることについての調査等に時間を要したため 時期を同じくして多数の開示請求がなされていること及びその他の業務により事務が繁忙である中において、複数の審査請求をそれぞれ吟味し、大量の対象行政文書中の多様な不開示情報のすべてについて、他の審査請求事案との整合性を図りながら慎重に検討する等、審査に時間を要したため</p>
<p>法務省</p>	<p>特定の個人に対する懲戒処分関係書類に関する不開示決定に関する件 町長から登記官あてに提出された「お尋ね」と題する公文書等の一部開示決定に関する件 登記官等が実地調査の際に作成又は取得した一切の文書その他の資料の不開</p>	<p>不服申立人から不服申立ての取下げの意向が示されたため、取下書の提出を求めたが、最終的に取下げの意向を撤回する旨の回答がなされたので、これを受けて諮問の手続きを開始したため 同一不服申立人より類似内容の不服申立て等があったことから、諮問の要否及び類似案件を取りまとめ諮問することが適切と思料したため</p>

<p>公安審査委員 会</p>	<p>破防法に関する審査会議録の不開示決定に関する件</p> <p>規制法に関する審査会議録の不開示決定に関する件</p> <p>規制法に基づく規制処分審査事件記録の一部開示決定に関する件</p> <p>破防法に基づく規制処分審査事件記録の一部開示決定に関する件</p> <p>人事異動通知書・基準給与簿の不開示決定に関する件</p>	<p>いずれも当委員会における審査の過程及び内容等に関するものであって、相互に密接に関連するものが認められることから、一括して諮問にかけるべく鋭意作業を進めていたが、本件各審査記録の内容は、主として公共の安全の観点からみた特定の団体の危険性に関する情報であり、かかる情報がひとたび開示された場合に社会に与える影響等を考慮すると、慎重かつ詳細な検討を加える必要があった。また、対象となつて文書は著しく大量であり、かつ、文書の内容も多岐にわたつてゐることからもその検証に期間を要してゐたため</p> <p>事案の内容から省内及び他省庁との整合性が必要となるため</p>
<p>示決定に関する件</p>	<p>「執行事務規程」及び「執行事務規程の改正について（依命通達）」の全部開示決定に関する件</p> <p>処分請訓規程の不開示決定に関する件</p> <p>平成一二年・平成一三年の先進国国際テロ対策専門家会合の不開示決定に関する件</p>	<p>本件は、全部開示決定に対する不服申立てであり、どのように取り扱うべきかの検討に加え、不服申立理由中に、新たな文書の公開を求める趣旨の記載が認められたことから、当該文書が、開示請求の範囲に含まれるか否かについての検討を行つてゐたため</p> <p>本件文書は、その内容が多数の部署に関連するものであり、諮問に際しての理由説明書作成のための意見調整に時間を要したため</p> <p>申立人からの不服申立書記載に係る理由に基づき、本件行政文書中における一部開示可能文書の有無につき再度精査したところであるが、当該行政文書は一二〇を超える個々の文書から構成される大部のものであつたことから精査に日数を要し、平成一四年四月一日の時点においては、諮問に至らなかつたものである。</p>

公安調査庁	
<p>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく書面その他一件及び同法に基づく規制措置の手續に關する通知の一部開示決定に関する件</p> <p>請求者本人が公安調査庁の内偵対象（一九九九年以前）になっていたことを示す文書。または、内偵対象となつていなかったことを示す文書の不開示決定に関する件</p> <p>公安調査局長・公安調査事務所長會議出席者名簿（平成一二年五月二九日）、次長指示その他一件、調査第一部長指示、総務部長指示その他一件及び協議事項意見要旨の一部開示及び不開示決定に関する件</p> <p>平成一二年度の特定の団体に関する報告書一切の不開示決定に関する件</p> <p>平成一二年度の特定の団体に関する報告書一切の不開示決定に関する件</p> <p>平成一二年度の特定の団体に関する報告書一切の不開示決定に関する件</p> <p>公安調査庁が一九九一年四月から二〇</p>	<p>基本的人権に係る情報が記録された文書であつて、その内容を改めて慎重に検討する必要があつたため</p> <p>開示請求に係る情報の存否を答えること自体が当庁の事務の適正な遂行に重大な支障を生じさせるおそれがあることから、慎重に検討する必要があつたため</p> <p>不開示理由が多岐にわたる上、開示することにより、当庁の事務の適正な遂行に重大な支障を生じさせるおそれがあることから、対象文書の内容を改めて慎重に検討する必要があつたため</p> <p>開示請求に係る情報の存否を答えること自体が当庁の事務の適正な遂行に重大な支障を生じさせるおそれがあることから、慎重に検討する必要があつたため</p> <p>当庁に対して同種の文書に対する取消訴訟が提起されている関係上、対象文</p>

<p>○一年三月までの間に作成した(1)調査活動費の定義や使用区分(2)支出の区分(3)交際費など、他の費目との区別(4)事前申請や証拠書類の添付の要否などの手続(5)使用に当たったの注意事項などについての内規、ガイドライン(文書名のいかんを問わず、上記(1)～(5)の項目の全部又は一部について定めた文書・図画・電磁的記録を含む)の不開示決定に関する件</p>	<p>書の内容を改めて慎重に検討する必要があるため</p>
<p>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき作成した書類の一部開示決定に関する件</p>	<p>基本的人権に係る情報が記録された文書であって、その内容を改めて慎重に検討する必要があるため</p>
<p>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき作成した記録のうち、当庁提出に係る文書の不開示決定に関する件</p>	<p>当庁に対して同種の文書に対する取消訴訟が提起されている関係上、対象文書の内容を改めて慎重に検討する必要があるため</p>
<p>支出負担行為決議書、見積書、支出決定決議書その他一件、請求書及び請書その他一件の一部開示決定に関する件</p>	<p>基本的人権に係る情報が記録された文書であって、その内容を改めて慎重に</p>
<p>無差別大量殺人行為を行った団体の規</p>	<p>無差別大量殺人行為を行った団体の規</p>

<p>検察庁</p>	<p>平成一〇年度分の職員の職責に関する内議書等の一部開示決定に関する件</p> <p>平成一一年度分の職員の職責に関する内議書等の一部開示決定に関する件</p> <p>平成一二年度分の職員の職責に関する内議書等の一部開示決定に関する件</p> <p>平成一三年度分の報告書・訓告書・監督処置書等の一部開示決定に関する件</p>	<p>個人情報に関する他の事案との比較検討を行うなど慎重に調査・検討を行い、また、その過程で、原決定庁において不開示決定の一部を取消し、追加の決定を行ったため</p>
<p>不開示決定に関する件</p>	<p>破壊活動防止法に基づき作成した文書、破壊活動防止法に基づき作成した文書（三件）、証拠資料目録及び弁明期日調書など四件の一部開示及び不開示決定に関する件</p>	<p>基本的な人権に係る情報が記録された文書であって、その内容を改めて慎重に検討する必要があったため</p>
<p>不開示決定に関する件</p>	<p>朝鮮総聯ハンドブック（改訂版）の不開示決定に関する件</p>	<p>不開示理由が多岐にわたる上、開示することにより、当庁の事務の適正な遂行に重大な支障を生じさせるおそれがあることから、対象文書の内容を改めて慎重に検討する必要があったため</p>
<p>不開示決定に関する件</p>	<p>制に関する法律に基づき作成した文書中、当庁提出に係る団体規制法の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則第五条第三項の資料の一部開示決定に関する件</p>	<p>検討する必要があったため</p>

<p>平成一二年分の監督処置書等の一部 開示決定に関する件</p>	
<p>平成一二年分の監督処置書等の一部 開示決定に関する件</p>	
<p>接見指定二〇講の開示決定に関する 件</p>	<p>刑の執行や捜査・公判への影響について、 検察内部や関係部局との間で慎重 な調査・検討を行う必要があったため</p>
<p>鑑定留置請求処理簿（平成一二年分） の開示決定に関する件</p>	<p>個人情報に関する他の事案との比較検討を行うなど慎重に調査・検討を行っ たため</p>
<p>精神障害者等処理簿（平成一二年分） の開示決定に関する件</p>	
<p>検察問題調査会「被害者の立場からみ た検察権行使のあり方」小委員会の議 事内容のわかる文書の不開示決定に関 する件</p>	<p>刑の執行や捜査・公判への影響について、 検察内部や関係部局との間で慎重 な調査・検討を行う必要があったため</p>
<p>検察問題調査会第二分科会（議事録・ 上訴権行使）の開示決定に関する件</p>	
<p>検察問題調査会第一分科会（議事録・ 刑事司法制度への関与）の開示決定 に関する件</p>	
<p>検察問題調査会第二分科会（議事録・ 捜査を巡る諸問題）の開示決定に関 する件</p>	



<p>検察問題調査会第三分科会（議事録・法曹制度）の不開示決定に関する件</p>	<p>検察問題調査会第四分科会（議事録・職員メンタルヘルスについて）の不開示決定に関する件</p>	<p>検察問題調査会第四分科会（議事録・公判を巡る諸問題）の不開示決定に関する件</p>	<p>検察問題調査会第四分科会（議事録・公判運営上の現下の問題点）の不開示決定に関する件</p>	<p>検察問題調査会特別分科会（議事録・検察官の養成研修制度）の不開示決定に関する件</p>	<p>接見指定二〇講の不開示決定に関する件</p> <p>特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について（依命通達）の不開示決定に関する件</p>	<p>個人情報に関する他の事案との比較検討を行うなど慎重に調査・検討を行ったため</p> <p>刑の執行や捜査・公判への影響について、検察内部や関係部局との間で慎重な調査・検討を行う必要があったため</p> <p>捜査・公判への影響等について、検察内部や関係部局との間で慎重な調査・</p>
<p>平成一三年度四月分会計書類の部分開</p>						

<p>外務省</p>	<p>大臣官房における報償費の支出負担行為に関する文書（平成一二年八月分）</p> <p>一九六九年一月一九日から三日間開かれた佐藤栄作首相と米国のニクソン大統領の首脳会談で、沖繩への核の持ち込みや通過について、両首脳が署名した「合意議事録」（文書の名前の如何に関わらず、沖繩への核の持ち込みや通過について、両首脳が同期間に署名した文書を含む）、及びこれらの文書の内容を記録した文書</p> <p>一九六九年一月一九日から三日間開</p>	<p>恒常的に多数の開示請求を受け付け、これら開示請求への対応に多大な労力と時間が費やされていた等、日常業務に繁忙を極めていた中で、異議申立書の内容を吟味し、必要な調査・検討を行った上で、再決定の必要性の検討や、諮問をする際の反論や意見を書面にする等の作業に時間を要したため</p>
	<p>示決定に関する件</p> <p>平成一三年度四月分会計書類の不開示決定に関する件</p> <p>接見指定二〇講の不開示決定に関する件</p> <p>特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について（依命通達）の不開示決定に関する件</p>	<p>検討を行う必要があったため</p> <p>刑の執行や捜査・公判への影響について、検察内部や関係部局との間で慎重な調査・検討を行う必要があったため</p>

<p>かれた佐藤栄作首相と米国のニクソン大統領の首脳会談で、沖縄への核の持ち込みや通過について、両首脳が署名した「合意議事録」(文書の名前の如何に関わらず、沖縄への核の持ち込みや通過について、両首脳が同期間に署名した文書を含む)について、その存在や内容を調査した文書</p>	<p>藤山愛一郎外相と米国のマッカーサー駐日大使が一九六〇年一月六日、またはその前後の近接した時期に仮調印した「安全安保協議委員会の第一回議事録」(文書名の如何に関わらず両者が仮調印または調印した、日本に駐留している国連軍指揮下の米軍の戦闘行動と日米安保条約の事前協議との関係を書き記した文書を含む。また、図画、電磁的記録を含む)</p>	<p>一九六三年四月四日にライシャワー駐日大使公邸で行われた、大平正芳外相とライシャワー大使の会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議</p>
---	---	---

	<p>事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会談の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）</p> <p>自民党経済協力特別委員会（二〇〇〇年三月二十九日）における外務省と党のやりとりに関する記録</p> <p>松尾克俊元外務省要人外国訪問支援室長の在職中の政府の機密費（報償費）の管理、支出等に関する一切の事務処理に関する要領・手順等を記載した一切の文書</p> <p>大分類：総務、中分類：要人外国訪問支援室、小分類：会計・庶務、ファイル名：小渕総理の外国訪問支援（九九年八月一〇日作成）のファイルに含まれる一切の文書</p>	
--	--	--

	<p>大分類：総務、中分類：要人外国訪問  支援室、小分類：会計・庶務、ファイ  ル名：橋本総理の外国訪問支援（九七  年一月一四日作成）のファイルに含  まれる一切の文書</p> <p>大分類：総務、中分類：要人外国訪問  支援室、小分類：会計・庶務、ファイ  ル名：森総理の外国訪問支援（二〇〇  〇年八月二一日作成）のファイルに含  まれる一切の文書</p> <p>大分類：総務、中分類：総務一般、小  分類：執務提要、ファイル名：執務提  要（八九年四月作成）のファイルの報  償費に関する一切の文書</p> <p>九州・沖縄サミットに関し外務省が通  訳業者との間で結んだ各随意契約の金  額と内容などを示す文書</p> <p>各局部課長あて文書「情報収集活動用  設宴限度額等について」二〇〇〇年三  月三〇日ごろ、官房名で発出（文書番  号は「官会回章第二四号」と思われ  る）</p>

<p>「在外公館報償費の配賦及び執行方針、二〇〇〇年度」</p>	<p>「在外公館経理と公館長、出納官吏の心得」大臣官房会計課作成、二〇〇〇年四月</p>	<p>九三年駐オーストラリア日本大使館における公金流用疑惑について調査委員会が作成した調査結果の報告書と、調査に用いた会計文書などの関係書類（調査委員会が某職員に対する事情聴取内容を記載した文書、調査委員会が関係者に対する事情聴取内容を記載した文書などを含む）</p>	<p>九三年九月、細川首相の国連総会出席時の、ロジブック</p>	<p>九三年一月、細川首相の韓国訪問における要人外国支援室作成ロジブック</p>	<p>九三年一月、細川首相の韓国訪問における在外公館（在韓国大使館）から要人訪問支援室へ送られたホテル部屋割り作業に関する資料（ホテルの部屋の図面など）</p>
----------------------------------	--	--	----------------------------------	--	--

<p>九七年一二月、橋本首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)十三首脳会議出席(マレーシア)時の、要人外国訪問支援室作成のロジブック</p>	<p>九七年一二月、橋本首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)十三首脳会議出席(マレーシア)時の、在外公館(在マレーシア大使館)に対する経費要求作成のための概算見積資料等送付の訓令</p>	<p>九七年一二月、橋本首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)十三首脳会議出席(マレーシア)時の、在外公館(在マレーシア大使館)から担当局課へ送られた概算見積資料などの関係資料(ホテルからの見積書含む)</p>	<p>九七年一二月、橋本首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)十三首脳会議出席(マレーシア)時の、在外公館(在マレーシア大使館)から要人外国訪問支援室へ送られたホテル部屋割り作業に関する資料(ホテルの部屋の図</p>
--	--	---	--

<p>面など)</p>	<p>九七年一二月、橋本首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)十三首脳会議出席(マレーシア)時の、担当局課作成の経費要求書</p>	<p>九七年一二月、橋本首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)十三首脳会議出席(マレーシア)時の、所要経費の在外公館(在マレーシア大使館)への送金内容を示す文書</p>	<p>九七年一二月、橋本首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)十三首脳会議出席(マレーシア)時の、所要経費の在外公館(在マレーシア大使館)における支払いを示す文書と在外公館作成の支払証拠書</p>	<p>九八年一二月、小淵首相の東南アジア諸国連合(ASEAN)首脳との会議出席(ベトナム)時の、在外公館(在ベトナム大使館)に対する経費要求作成のための概算見積資料等送付の訓令 九八年一二月、小淵首相の東南アジア</p>
-------------	---	--	--	--



<p>諸国連合（ASEAN）首脳との会議 出席（ベトナム）時の、在外公館（在 ベトナム大使館）から担当局課へ送ら れた概算見積資料などの関係資料（ホ テルからの見積書含む）</p>	<p>九八年一二月、小渕首相の東南アジア 諸国連合（ASEAN）首脳との会議 出席（ベトナム）時の、在外公館（在 ベトナム大使館）から要人外国訪問支 援室へ送られたホテル部屋割り作業に 関する資料（ホテルの部屋の図面な ど）</p>	<p>九八年一二月、小渕首相の東南アジア 諸国連合（ASEAN）首脳との会議 出席（ベトナム）時の、担当局課作成 の経費要求書</p>	<p>九八年一二月、小渕首相の東南アジア 諸国連合（ASEAN）首脳との会議 出席（ベトナム）時の、所要経費の在 外公館（在ベトナム大使館）への送金 内容を示す文書</p>	<p>九八年一二月、小渕首相の東南アジア</p>
--	--	---	--	--------------------------

<p>諸国連合 (A S E A N) 首脳との会議 出席 (ベトナム) 時の、所要経費の在 外公館 (在ベトナム大使館) における 支払いを示す文書と在外公館作成の支 払証拠書</p>	<p>九八年一二月、小渕首相の東南アジア 諸国連合 (A S E A N) 首脳との会議 出席 (ベトナム) 時の、要人外国訪問 支援室作成のロジブック</p>	<p>一九六〇年六月二三日発行の日米安保 条約に関して、一九六〇年一月六日付 の日米両政府間の「討論記録」 ("Classified Record of Discus- sion")</p>	<p>五月二八日 (〇一年) 東京で行われた 日豪外相会谈メモ (議事録) の田中外 相発言部分</p>	<p>五月二五日 (〇一年) 北京 A S E M 会 議における日伊、日独外相会谈メモ (議事録) の田中外相発言部分 田中外相、唐中国外相との電話会谈 (〇一年四月) メモの田中外相発言分</p>
---	--	---	--	--

<p>核兵器を搭載した米国艦船の日本寄港を巡り、大平正芳外相（当時）とライシャワー駐日米大使（当時）が一九六三年四月四日に会談、協議した際の日付会談記録ないしは同会談に関する文書</p>	<p>「核抜き本土並み」で沖縄返還に合意した一九六九年一月の佐藤―ニクソン会談で、同月二日に両首脳が有事の沖縄への核兵器搬入を巡り合意した内容を記した一九六九年一月二日付の「合意議事録」（‘Agreed Minute’）</p>	<p>平成一一年度予備費で購入されたベント六台について、沖縄サミット以後、各車両ごとの運行予定と運行した内容が記録されている文書</p> <p>大分類：総務、中分類：査察、小分類：査察、ファイル名：査察実施関係（五四年四月一日作成）のファイルに含まれる一切の文書</p>	<p>大分類：総務、中分類：総務一般、小</p>
---	--	---	--------------------------

<p>分類：在外公館、ファイル名：在外公館長帰朝報告のファイルに含まれる一九九七年度の一切の文書</p>	<p>大分類：総務、中分類：総務一般、小分類：在外公館、ファイル名：在外公館長に対する訓達のファイルに含まれる一九九七年度の一切の文書</p>	<p>報償費の定義や使用区分、交際費との区別、事前申請の要否、使用にあたっての注意事項など、一九九一年四月から二〇〇一年三月までの間に会計課が作成した報償費使用のガイドライン。</p>	<p>一番新しい駐フィリピン日本大使館に対する査察の報告書（会計に関する部分）</p>	<p>二〇〇〇年度の報償費について、  (1) 各部局（長）ごと、在外公館ごとの支出計画（2）年度末の各部局（長）ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録  一九九九年度の報償費について、  (1) 各部局（長）ごと、在外公館ご</p>
--	---	--	---	---

<p>との支出計画(2) 年度末の各部署(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録</p>	<p>一九九八年度の報償費について、 (1) 各部署(長)ごと、在外公館ごとの支出計画(2) 年度末の各部署(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録</p>	<p>一九九七年度の報償費について、 (1) 各部署(長)ごと、在外公館ごとの支出計画(2) 年度末の各部署(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録</p>	<p>一九九六年度の報償費について、 (1) 各部署(長)ごと、在外公館ごとの支出計画(2) 年度末の各部署(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書・図画・電磁的記録</p>	<p>二〇〇〇年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書名の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向</p>
--	--	--	--	--

<p>を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む）。及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとった措置を記した文書・図画・電磁的記録</p>	<p>二〇〇〇年度に、外務省の報償費の支出を検査した際、外務省から提出を受けた請求書、支出決議書、領収書、支払明細書（図画、電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九六年度に、外務省の報償費の支出を検査した際、外務省から提出を受けた請求書、支出決議書、領収書、支払明細書（図画、電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九七年度に、外務省の報償費の支出を検査した際、外務省から提出を受けた請求書、支出決議書、領収書、支払明細書（図画、電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九八年度に、外務省の報償費の支</p>
--	--	--	--	--------------------------

<p>出を検査した際、外務省から提出を受けた請求書、支出決議書、領収書、支払明細書（図画、電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九九年に、外務省の報償費の支出を検査した際、外務省から提出を受けた請求書、支出決議書、領収書、支払明細書（図画・電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九九年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む。）及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとった措置を記した文書・図画・電磁的記録</p>	<p>一九九八年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を</p>
---	---	--	--

<p>分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む。）及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとった措置を記した文書・図画・電磁的記録</p>	<p>一九九七年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書名の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む。）及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとった措置を記した文書・図画・電磁的記録</p>	<p>一九九六年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書名の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付</p>
---	---	---



<p>された文書・図画・電磁的記録を含む。及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとった措置を記した文書・図画・電磁的記録</p>	<p>一九九五年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書名の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む。及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとった措置を記した文書・図画・電磁的記録</p>	<p>一九九四年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書名の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む。及び、外務大臣が外務公務員法</p>
--	--	---

	<p>に基づいてとつた措置を記した文書・      図画・電磁的記録</p> <p>一九九三年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書名の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む。）及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとつた措置を記した文書・図画・電磁的記録</p>	
--	--	--

	<p>一九九一年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書名の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む。）及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとった措置を記した文書・図画・電磁的記録</p> <p>一九九〇年に実施された在外公館に対する内部査察の報告書、その他、文書名の如何にかかわらず、査察の結果に基づいて不適切な支出の原因や傾向を分析したり、不正の防止策を提言したりした文書・図画・電磁的記録（添付された文書・図画・電磁的記録を含む。）及び、外務大臣が外務公務員法に基づいてとった措置を記した文書・図画・電磁的記録</p> <p>横須賀基地の海岸埋め立ての際、掘り起こした土がPCBや重金属に汚染さ</p>	
--	---	--

	<p>れていたと、米国の雑誌「USニューズ・アンド・ワールド・レポート」(一九九二年一月三〇日号)が報道した問題に関連し、外務省が九二年一月から翌年三月にかけて米国当局者に対して行った事実関係の照会、要請などを記した文書・図画・電磁的記録、及び、これらの照会、要請に対して米国当局者が外務省に対して行った通知、回答などを記した文書・図画・電磁的記録(口頭でなされたもの)の内容を記した文書・図画・電磁的記録を含む。</p> <p>二〇〇〇年に在外公館長が赴任する際、各国の首脳や高官、公共施設などに渡すための贈呈品購入(総額五〇万円以上)のために支出された報償費の支払決議書、証拠書類(請求書、領収書など)、及び、添付された見積書・契約書の写し・検査調書(図面・電磁的記録も含む)。</p> <p>一九九九年に在外公館長が赴任する</p>

<p>際、各国の首脳や高官、公共施設などに渡すための贈呈品購入（総額五〇万円以上）のために支出された報償費の支払決議書、証拠書類（請求書、領収書など）、及び、添付された見積書・契約書の写し・検査調書（図面・電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九八年に在外公館長が赴任する際、各国の首脳や高官、公共施設などに渡すための贈呈品購入（総額五〇万円以上）のために支出された報償費の支払決議書、証拠書類（請求書、領収書など）、及び、添付された見積書・契約書の写し・検査調書（図面・電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九七年に在外公館長が赴任する際、各国の首脳や高官、公共施設などに渡すための贈呈品購入（総額五〇万円以上）のために支出された報償費の支払決議書、証拠書類（請求書、領収書など）、及び、添付された見積書・契約書の写し・検査調書（図面・電磁</p>
---	---	---

<p>的記録も含む。）</p>	<p>一九九六年に在外公館長が赴任する際、各国の首脳や高官、公共施設などに渡すための贈呈品購入（総額五〇万円以上）のために支出された報償費の支払決議書、証拠書類（請求書、領収書など）、及び、添付された見積書・契約書の写し・検査調書（図面、電磁的記録も含む。）</p>	<p>二〇〇〇年度の報償費の支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書（図画・電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九九年年度の報償費の支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書（図画・電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九八年度の報償費の支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書（図画・電磁的記録も含む。）</p>	<p>一九九七年度の報償費の支出のうち、</p>
-----------------	---	--	---	--	--------------------------

	<p>債主欄に「内閣官房長官」と記された 支払決議書（図画・電磁的記録も含 む。）</p> <p>一九九六年度の報償費の支出のうち、 債主欄に「内閣官房長官」と記された 支払決議書（図画・電磁的記録も含 む。）</p> <p>(1) 一九九三年から二〇〇〇年まで に実施された北方四島住民支援事業の それぞれ事業毎の入札参加企業の一覧 を記した文書及び附帯資料、他関係記 録一切（図画、電磁的記録を含む）、 (2) 上記のすべての事業のそれぞれ の入札結果の一覧を記した文書及び附 帯資料、他関係記録一切（図画、電磁 的記録を含む）、(3) 上記の事業に適 用される入札参加資格に関して記され た文書一切（図画、電磁的記録を含 む）</p> <p>二〇〇一年一月から三月に支出された 報償費（在外公館分も含む）につい て、(1) 担当課（在外公館にあつて</p>	
--	---	--

<p>は担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（2）担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録（3）請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証書類</p>	<p>二〇〇〇年一〇月から一二月に支出された報償費（在外公館分も含む）について、（1）担当課（在外公館にあつては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（2）担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・</p>
--	---



<p>図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p>	<p>二〇〇〇年七月から九月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館にあつては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p>	<p>二〇〇〇年四月から六月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館にあつては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決裁書な</p>
---	---	--

<p>ど、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証書類</p>	<p>二〇〇〇年一月から三月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館)にあっては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証</p>
---	---

<p>抛書類</p>	<p>一九九九年一〇月から一二月に支出された報償費（在外公館分も含む）について、（１）担当課（在外公館にあつては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（２）担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録（３）請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p> <p>一九九九年七月から九月に支出された報償費（在外公館分も含む）について、（１）担当課（在外公館にあつては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（２）</p>
------------	--

<p>担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録（3）請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証書類</p>	<p>一九九九年四月から六月に支出された報償費（在外公館分も含む）について、（1）担当課（在外公館）にあっては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（2）担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録（3）請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証書類</p>
---	---

<p>報償費（在外公館分も含む）について、（１）担当課（在外公館にあっては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（２）担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録（３）請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証書類</p>	<p>一九九八年七月から九月に支出された報償費（在外公館分も含む）について、（１）担当課（在外公館にあっては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（２）担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作</p>
---	--

<p>成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p>	<p>一九九八年一〇月から一二月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館)においては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決議を経た決議書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p>	<p>一九九八年四月から六月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館)において</p>
--	--	--

は担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類

一九九八年一月から三月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館にあつては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・

<p>電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証書類</p>	<p>一九九七年一〇月から一二月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館にあつては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証書類</p>	<p>一九九七年七月から九月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館にあつては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決裁書な</p>
---	--	--



<p>ど、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p>	<p>一九九七年四月から六月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館)にあっては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決議書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p>
--	--

<p>拠書類</p>	<p>一九九七年一月から三月に支出された報償費（在外公館分も含む）について、（１）担当課（在外公館にあつては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（２）担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録（３）請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証書類</p>	<p>一九九六年一〇月から一二月に支出された報償費（在外公館分も含む）について、（１）担当課（在外公館にあつては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録</p>
------------	--	---

<p>(2) 担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p>	<p>一九九六年七月から九月に支出された報償費(在外公館分も含む)について、(1)担当課(在外公館)にあつては担当官)らが起案し、会計課長(在外公館長)らの決裁を経た決議書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録(2)担当課(担当官)らが起案した支出依頼書、会計課長(在外公館長)らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録(3)請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p>
<p>一九九六年四月から六月に支出された</p>	

	<p>報償費（在外公館分も含む）について、（１）担当課（在外公館にあつては担当官）らが起案し、会計課長（在外公館長）らの決裁を経た決裁書など、支出決定の意志決定のために作成された文書・図面・電磁的記録（２）担当課（担当官）らが起案した支出依頼書、会計課長（在外公館長）らが作成した支出決議書など、実際の支払い手続のために作成された文書・図面・電磁的記録（３）請求書、領収書、簡易証明のための支払い明細書などの証拠書類</p> <p>在日米軍の地位に関する日米協定第二五条第二項に定められた合同委員会の手続規則、及び、同項に定められた補助機関・事務機関の組織、構成、沿革などを記した文書・図画。</p> <p>大臣官房における支出証拠等の文書で報償費の具体的な使途がわかるもの （平成一二年六月支出分）</p> <p>外務省認可財団法人国際女子研修セン</p>	
--	---	--

<p>ターの運営についての外務省による直 近年度に行われた立入り検査の内容記 録</p>	<p>貴省大臣官房で支出された平成一一年 度中の平成一二年二月及び三月に支出 された「報償費」に関する支出証拠、 計算証明に関する計算書等支出がわか る書類。</p>	<p>一九九七年三月分の在アメリカ大使館 の報償費の支出がわかる文書</p>	<p>一九九七年三月分の在中國大使館の報 償費の支出がわかる文書</p>	<p>一九九七年三月分の在ロシア日本国大 使館の報償費の支出がわかる文書</p>	<p>一九九八年一二月の小渕首相ベトナム 訪問の支出に関する文書と資料（支給 決裁書、支出負担行為決議書、支出決 定決議書、支出振替通知、請求書、領 収書など）</p>	<p>一九九九年二月の小渕首相ヨルダン訪 問の支出に関する文書と資料（支給決 裁書、支出負担行為決議書、支出決定</p>
--	---	--	--	--	--	--

<p>決議書、支出振替通知、請求書、領収書など)</p>	<p>一九九七年一月の橋本首相サウジアラビア訪問の支出に関する文書と資料 (支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書など)</p>	<p>二〇〇一年一月分の外務省本省報償費の支出のすべてに関する文書(支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書など)</p>	<p>二〇〇〇年三月分の外務省本省報償費の支出のすべてに関する文書(支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書など)</p>	<p>二〇〇〇年三月分の外務省在外公館報償費の支出のすべてが分かる文書(支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書など)</p>
------------------------------	---	---	---	---

二〇〇一年一月分の外務省在外公館報償費の支出のすべてが分かる文書（支給決裁書、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出振替通知、請求書、領収書など）

一九五六年一〇月十七日に行われた鳩山首相とブルガーニンソ連首相の会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会談内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談でソ連側に交付し、ソ連側から交付された文書・図画・電磁的記録、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画・電磁的記録を含む）

「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の共同宣言（昭和三一条約二〇）」の行政文書ファイル一式

一九五六年に開かれた原子力委員会の

議題・討議経緯・合意事項を一問一答式に記した議事録・会議録、この種の議事録・会議録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず会議の内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書（会議の様子を録音、撮影した図画・電子的記録を含む。また、会議で出席者が閲覧・視聴したりした文書・図画・電磁的記録を含む。）

一九五四年一〇月二三日に行われた岡崎外相とロバートソン国務次官補との会談の議題・討議経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会議録この種の議事録・会議録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会談内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。また、会談で出席者が閲覧・視聴したり、出席者に配布されたりした文書・図画・電磁的記録を含む。）

一九五九年五月二二日に東京で行われ



<p>た藤山外相とマッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図面・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画含む。）</p>	<p>一九五八年三月一三日に東京で行われた藤山外相とマッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図面・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合</p>
--	--

<p>意された文書・図画含む。）</p>	<p>金大中拉致事件（一九七三年八月発生）に関して、日韓両政府の間で一九七五年七月になされた、いわゆる「政治決着」に先立って、また、「政治決着」の際に、日本の外務省が韓国政府の外交当局、大統領府、中央情報部との間で交わした照会文書、回答文書、連絡通信の記録、報告書、確認書、覚書及びそれぞれの附帯文書、ほか関係文書・記録一切（図画、電磁的記録を含む）</p>	<p>（1）一九九三年一月二日に日本政府と旧ソ連邦諸国（計二ヶ国）政府の間で署名され、結ばれた北方四島住民支援のための「支援委員会の設置に関する協定」の文書、及び関連する政府間の覚書、それぞれの附帯文書、他関係文書一切（いずれも図画、電磁的記録を含む）、（2）前記の協定また覚書の締結に関する日本政府・外務省の記録及び附帯文書・メモ、報告書、他</p>
----------------------	---	--

	<p>関係記録一切（図画、電磁的記録を含む）</p> <p>一九六九年九月一二日に開かれた愛知外相とロジャーズ米国务長官の会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会談内容の全部又は一部を記した覚書、報告書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画・電磁的記録、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画・電磁的記録を含む）</p> <p>一九五八年九月二日にワシントンで行われた藤山外相とタレス国务長官の会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書</p>

<p>などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む。）</p>	<p>一九五四年三月一日、ピキニ環礁で米国が行った水爆実験によつて漁船の乗組員らが被ばくするなどした「第五福竜丸事件」の補償問題について、事故直後から一九五五年一月五日までの間に、外務省が米国のアリソン駐日大使に行つた照会、通知、要請、提案などを記した文書、及び、アリソン大使が外務省に対して行つた回答、通知、要請、提案などを記した文書（図画・電磁的記録を含む。）</p>	<p>報償費の支出に関する基準の内容がわかる文書</p>	<p>報償費（機密費）の支出基準の分かる文書</p>	<p>北方四島住民支援事業にあたる外務省の任意団体・日口支援委員会から、外</p>
---	--	------------------------------	----------------------------	---

<p>務省が提出あるいは報告を受けている、同委員会のすべての会合に関する一九九三年度の会議録及び出席者に配布また閲覧された資料、ほか関係記録一切（図画、電磁的記録を含む）</p>	<p>北方四島住民に対して日本政府が人道的見地から続けてきた緊急住民支援に関する一九九五年度から一九九七年度までの各年度の事業報告書及びそれぞれの附帯文書、ほか関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）</p>	<p>北方四島住民に対して日本政府が人道的見地から続けてきた緊急住民支援に関する一九九八年度から二〇〇〇年度までの各年度の事業報告書及びそれぞれの附帯文書、ほか関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）</p>	<p>（1）一九九八年五月、神戸港への艦船入港を日本へ通告したカナダ政府・機関が、神戸市に非核証明書の提出を求められ、外務省北米一課に相談した際、外務省内でこの件について検討し</p>
---	---	---	--

た会議の記録あるいは議事録及び閲覧・配布された資料、メモ、会議の報告書、他関係記録一切（いずれも図画、電磁的記録を含む）、（２）前記の相談が外務省にあつた際、同省が国会議員、神戸市、他の省庁との間でそれぞれもつた協議あるいは会議の記録、また議事録及びその附帯資料、配布・閲覧された資料・メモ、協議あるいは会議の報告書、又相互に送付・収受した文書及びそれぞれの附帯資料、ほか関係記録一切（いずれも図画、電磁的記録を含む）。

（１）一九九八年五月、神戸港への艦船入港を日本へ通告したカナダ政府・機関が、神戸市に非核証明書の提出を求められ、外務省北米一課に相談した際、外務省内でこの件について検討した会議の記録あるいは議事録及び閲覧・配布された資料、メモ、会議の報告書、他関係記録一切（いずれも図画、電磁的記録を含む）、（２）前記の

<p>相談が外務省にあつた際、同省が国会議員、神戸市、他の省庁との間でそれぞれもつた協議あるいは会議の記録、また議事録及びその附帯資料、配布・閲覧された資料・メモ、協議あるいは会議の報告書、又相互に送付・収受した文書及びそれぞれの附帯資料、ほか関係記録一切（いずれも図画、電磁的記録を含む。）</p>	<p>北方四島住民に対して日本政府が人道的見地から続けてきた緊急住民支援に関する一九九二年度から一九九四年度まで各年度の事業報告書及びそれぞれの附帯文書、ほか関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）</p>	<p>一九六〇年六月二三日発行の日米安保条約に関して、安全保障協議委員会（S C C）第一回会合の議事録</p> <p>大臣官房における報償費の支出負担行為に関する文書（二〇〇〇年五月分）</p>	<p>一九九七年六月にモナコで開かれた博覧会国際事務局（B I E）総会で、加</p>
--	--	--	---

<p>盟国の投票で二〇〇五年日本国際博覧会（愛知万博）の開催が決定した。</p> <p>（2）この総会前後の加盟国との交渉経過を記した文書（図画、電磁的記録を含む）。</p> <p>（3）それぞれ本省に報告し、指示を受けるなど連絡を取ったときの記録、メモなど関係文書一切（図画、電磁的記録を含む）。</p>	<p>一九九七年六月にモナコで開かれた博覧会国際事務局（BIE）総会で、加盟国の投票で二〇〇五年日本国際博覧会（愛知万博）の開催が決定した。</p> <p>（1）この総会に際し、通産省、外務省が誘致のために作成した文書（図画、電磁的記録を含む）、（2）総会前後の加盟国との交渉経過を記した文書（同上）、（3）それぞれ本省に報告し、指示を受けるなど連絡を取ったときの記録、メモなど関係文書一切（同上）、（4）総会前後に加盟国と交わした文書、覚書など（同上）</p> <p>（1）一九九七年一月三〇日から一</p>
---	---



	<p>二月一日までの間に、気候変動枠組み条約第三回締約国会議（温暖化防止京都会議）で京都議定書を策定するに当たって、会議に派遣された外務省の職員が本省に送った、外交あるいは国内省庁間の交渉に関する報告書、決裁をおおぐ要請文書、これらに関するメモ類、ファックス、電子メールなどの記録（図画、電磁的記録を含む）</p> <p>（2）前項に関連し、上記の同期間に、気候変動枠組み条約第三回締約国会議（温暖化防止京都会議）で京都議定書を策定するに当たって、外務省が会議に派遣された同省職員へ送った、外交あるいは、国内省庁間の交渉に関する決裁文書とその説明などの附帯文書（図画、電磁的記録を含む）</p> <p>一九九七年一月二〇日（日本時間）に行われた橋本龍太郎（当時）と米国のアル・ゴア副大統領（当時）の間の電話会談に関する記録、メモ、速記録、報告書などすべての文書（図画、</p>

	<p>電磁的記録を含む)</p> <p>官房機密費横領疑惑調査委員会(委員長・荒木清寛副大臣)が二〇〇〇年二月、松尾克俊・元要人外国訪問支援室長から接待を受けたかなどについて幹部職員約六〇〇人に対して文書で行った調査の質問紙、及び、対象者からの回答(回答に添付された上申書、弁明書、経過説明書など、付属書類・映画・電磁的記録を含む。)</p> <p>一九七二年八月三十一日、ハワイのクイリマ(Kunima)ホテルにおいて、ジョンソン米國務次官、インガソル駐日米大使らと、大平外務大臣、鶴見外務大臣官房長、牛場駐米日本国大使、大河原駐米公使らとが、米空母の日本母港について会談した。その会議の内容に関する議事録や報告文など関係文書、会談をフォローする日本における協議の議事録や報告文など関係文書、それらに関して以後ワシントンの日本大使館と本国との間に交わされた報告</p>

	<p>文、書簡、訓令など関係文書。但し、一九七二年末までのものでよい。</p> <p>○一年六月一日付『朝日新聞』で報じられた、外務省による行政文書不開示決定に係る起案・合議・決裁に関わるすべての文書</p> <p>KC一三〇の移駐に伴い、岩国基地に配備されていた海兵攻撃中隊（AV8B／二〇機）の一部（一四機）が一九九六年五月、米本国の海兵隊基地に移駐したことに至った日米間の協議で記録された文書、議事録、配布文書、覚書、メモなど関係資料一式（図画、電磁的記録を含む）</p> <p>SACOが一九九六年四月、普天間の海兵空中給油機部隊（KC一三〇／一二機）の岩国移駐を決定するに至った経緯を示す事務レベル協議の記録、議事録、配布文書、覚書、メモなど関係文書一式（図画、電磁的記録を含む）</p> <p>国家公務員倫理法第六条に基づいて、貴省職員から提出された、贈与等を受</p>

<p>けた旨の報告書（平成一二年分）</p>	<p>「日米防衛協力のための指針」関連一      〇一四（一九九六年四月一日 総合外      交政策局安全保障政策課）</p>	<p>昨年の沖繩サミットの際に使われた費      用のうち、以下の部分に当たる文書Ⅱ      外国からの政府要人、または、国内の      関係者に渡されたと思われるお土産、      記念品等に関する経費の内訳が分かる      文書（どの予算から、どこへ、いくら      支払われたかなど）</p>	<p>金大中拉致事件（一九七三年八月発      生）に関して、日韓両政府の間で一九      七三年一月になされた、いわゆる      「政治決着」の際に、日本の外務省が      韓国政府の外交当局、大統領府、中央      情報部との間で交わした照会文書、回      答文書、連絡通信の記録、報告書、確      認書、覚書及びそれぞれの附帯文書、      ほか関係文書・記録一切（図画、電磁      的記録を含む）</p>	<p>「いわゆる報償費の入っているファイ</p>
------------------------	---	--	--	--------------------------

<p>ル」(参議院外交防衛委員会(二〇〇一年六月七日)における田中外務大臣答弁)のうち一三年度一二月分</p>	<p>今年九月一日の東京都防災訓練の際に在日米軍横田基地を使用するに当たつての対米交渉に関する文書</p>	<p>「一九六五年一二月五日に鹿児島県喜界島沖の太平洋で発生した原子力空母「タイコンデロガ」号で発生した一メガトンの水爆搭載攻撃機「スカイホーク」海中転落事件について、一九八九年の事件発覚後、日本政府と米政府による協議録、書簡。」及び「一九六五年一二月五日に鹿児島県喜界島沖の太平洋で発生した原子力空母「タイコンデロガ」号で発生した一メガトンの水爆搭載攻撃機「スカイホーク」海中転落事件について、米海軍作成の事件に関する調査報告書」</p>	<p>一九七五年三月に神戸市議会で「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」(いわゆる非核神戸方式)が決</p>
---	---	--	--

	<p>議された。この決議に関して(1)外務省が省内で検討するためにもった協議あるいは会議の記録、また議事録及び閲覧・配布された文書・メモ、会議の報告書、他一切の関係文書(図画、電磁的記録を含む)、(2)外務省が米政府・在日米軍・米大使館に送った文書とその附帯資料、米国の政府機関から受け取った文書とその附帯資料、両政府間で交わした覚書などの文書、ほか一切の関係文書(図画、電磁的記録を含む)、(3)外務省が国会議員、神戸市、他の省庁とそれぞれもった協議あるいは会議の記録、または議事録および閲覧・配布された文書・メモ、会議の報告書、互いに送付・收受した文書、ほか一切の関係文書(図画、電磁的記録を含む)</p> <p>平成一二年四月から五月までの在米日本国大使館における金銭出納簿</p> <p>平成一二年二月から三月までの在米日本国大使館における金銭出納簿</p>

平成一二年四月から五月までの在英日本国大使館における金銭出納簿	平成一二年二月から三月までの在英日本国大使館における金銭出納簿	平成一二年四月から五月までの在日日本国大使館における金銭出納簿	平成一二年四月から五月までの在中国日本国大使館における金銭出納簿	平成一二年二月から三月までの在中国日本国大使館における金銭出納簿	平成一二年四月から五月までの在フィリピン日本国大使館における金銭出納簿	平成一二年二月から三月までの在フィリピン日本国大使館における金銭出納簿	一九四七年の一年間にわたって外務省が、(1)原爆傷害調査委員会(A B C C)の設立に関して、米国政府・機関から受け取った文書とそれに付随する資料一切(写真、フィルム、磁気テープなども含む)、(2)米国政府・機関か
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--

ら受け取った文書の内容について、外務省内で開いた検討会議の記録・配付資料及びその会議の結果の報告書（いずれも同上）、(3)前記委員会の設立に関して、厚生省に送付した文書とその附帯資料一切（同上）、(4)前記委員会の設立に関して厚生省から受け取った文書とその附帯資料一切（同上）、(5)前記委員会の設立に関して、米国の政府・機関に送付した文書とその附帯資料一切（同上）

一九四六年の一年間にわたって外務省が、(1)原爆傷害調査委員会（A B C C）の設立に関して、米国政府・機関から受け取った文書とそれに付随する資料一切（写真、フィルム、磁気テープなども含む）、(2)米国政府・機関から受け取った文書の内容について、外務省内で開いた検討会議の記録・配付資料及びその会議の結果の報告書（いずれも同上）、(3)前記委員会の設立に関して、厚生省に送付した文書とその



<p>附帯資料一切(同上)、(4)前記委員会の設立に関して厚生省から受け取った文書とその附帯資料一切(同上)、(5)前記委員会の設立に関して、米国の政府・機関に送付した文書とその附帯資料一切(同上)</p>	<p>一九五九年六月一七日、同一九日、同日に東京で行われた藤山外相とマツカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書(会談の様子を録音、撮影した図面・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画含む。)</p> <p>一九五九年五月一日に東京で行われた藤山外相とマツカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答</p>
---	---

<p>式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図面・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む。）</p>	<p>一九五八年七月三〇日に東京で行われた藤山外相とマツカーサー米駐日大使の日米安保条約改定の予備交渉の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談で米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む。）</p>
---	---

<p>一九六四年一月、米原子力潜水艦シードラゴンが日本に初入港するに当たって米国が外務省に対して行った入港の打診、申し入れ、要請などを示した文書。また、外務省が米国に対して、これらの打診、申し入れ、要請などの内容を照会したり、返答したりした文書</p>	<p>ケニアから日本への債務の返済状況一九九五年一月～二〇〇一年一〇月 月ごとの返済状況がわかるもの</p>	<p>一九九七年度対ケニア円借款「ソンドウ・ミリウ水力発電計画」に関してい わゆる四省庁勉強会に提出された文書 一切、及び現在検討中である円借款 「ソンドウ・ミリウ水力発電計画」（第 二期分）に関していわれる四省庁勉強 会ないし三省勉強会に提出された文書 一切</p>	<p>柳井駐米大使が田中外相に送った自衛 隊艦艇の早期派遣などを求める意見書 （〇一年一〇月一二日付『朝日』紹</p>
--	--	--	---

<p>介)</p>	<p>在ケニア大使館員の処分（二〇〇一年八月）に先立って行われた関係者の事情聴取の内容がわかる記録またはメモ 当該請求人が貴職宛に郵送した別添「請願書」に付、請願法上の受理することを決裁した文書等</p>	<p>一九五九年六月九日に行われた藤山外相とマツカーサー米駐日大使との会談の内容・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）</p>	<p>「日米防衛協力のための指針」（平成九年九月二三日）の正文及び邦訳に係わる起案・合議・決裁に関する全文書</p>
-----------	--	--	--

<p>パキスタンへの政府調査団による現地調査に関わる全文書</p>	<p>平成一三年一月二七日付開示決定に 関するお知らせ（在外公館の便宜供与 関係）</p>	<p>指針見直し（一九九六年五月二二日 北米局日米安全保障条約課）</p>	<p>情報公開第〇〇五〇号における不開 示決定に関わる起案・合議・決裁に関 する全文書</p>	<p>一九五九年四月二八日に東京で行われ た藤山外相と山田外務次官、マツカ ー大使との会談の内容・経過・合意 事項を一問一答式に記した議事録・会 談録、この種の議事録・会談録が存在 しない場合は、文書名の如何を問わ ず、会議の内容の全部または一部を記 した覚書、報告書などの文書（会談の 様子を録音、撮影した図画・電磁的記 録を含む。会談で米国側に交付し、米 国側から交付された文書・図画、並び に会談で閲覧され、合意された文書・</p>
-----------------------------------	---	---	---	---

財務省	<p>図画を含む)</p> <p>一九六〇年一月六日「安全保障協議委員会の第一回会合のための議事録」。この日に行われた藤山外相とマツカーサー米駐日大使との会合の内容・合意事項を一問一答式に記した議事録・会谈録、この種の議事録・会谈録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会谈の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会谈のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会谈で閲覧され、合意された文書・図画を含む）</p>
<p>財務本省（旧大蔵省）、施設等機関、地方支分部局を離職した職員の離職状況に関する資料の一部開示決定に関する件</p> <p>里道等（香川県小豆郡所在）の払下げに関する文書の一部開示決定に関する件</p>	<p>処分があったことを知った日の翌日から起算して六〇日を過ぎて行われた不服申立てであり、行政不服審査法に基づく却下の手続きを行っていたため</p> <p>地方支分部局の開示決定に係る不服申立てであり、処分庁からの弁明書の提出、不服申立人からの反論書の提出など行政不服審査法に基づく手続に時間を要したこと、不服申立てに係る文書は、第三者情報を中心とする多数の開示</p>

	<p>情報が含まれ、慎重な審査を行う必要があったこと及び諮問に当たって、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p>
<p>里道等（高知県高知市所在）の払下げに関する文書の一部開示決定に関する件</p>	<p>地方支分部局の開示決定に係る不服申立てであり、処分庁からの弁明書の提出、不服申立人からの反論書の提出など行政不服審査法に基づく手続に時間を要したこと、不服申立てに係る文書は、第三者情報を中心とする多数の開示情報が含まれ、慎重な審査を行う必要があったこと、対象文書が古く、当時の文書作成経緯等の調査に時間を要したこと及び諮問に当たって、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p>
<p>里道等（山口県豊浦郡所在）の払下げに関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>地方支分部局の開示決定に係る不服申立てであり、処分庁からの弁明書の提出、不服申立人からの反論書の提出など行政不服審査法に基づく手続に時間を要したこと及び諮問に当たって、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p>
<p>福岡財務支局の特定証券会社に対する指導等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>地方支分部局の開示決定に係る不服申立てであり、処分庁からの弁明書の提出、不服申立人からの反論書の提出など行政不服審査法に基づく手続に時間を要したため</p>
<p>水路（岡山県倉敷市所在）の払下げに関する文書の一部開示決定に関する件</p>	<p>諮問に当たって、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p>
<p>「税理士制度に関する勉強会」の討議を記録した文書（論点整理メモを除く。）の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>諮問に当たって、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため</p>
<p>輸入申告書等に関する文書の不開示決定</p>	

	<p>定（存否応答拒否）に関する件  輸入通関証明書に関する文書の一部開示決定に関する件  特定の閉鎖機関の清算に関する文書の一部開示決定に関する件</p>	
<p>国税庁</p>	<p>特定の法人が平成二十一年一月一日以降に提出した法人税の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件  特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件  特定優良賃貸住宅供給促進制度における家賃助成金を非課税扱いとした審議会等の議事録又は法令・通達の不開示決定（不存在）に関する件  鑑定評価員名簿の一部開示決定に関する件  事後処理等事績票の不開示決定に関する件  人事異動に関する局長発言の基となったデータに関する不開示決定（不存</p>	<p>対象文書が古く、当時の文書作成経緯等の調査に時間を要したこと及び諮問に当たって、必要となる法律上の考え方の整理及び論理構成の精査等に時間を要したため  多数の開示請求を受け付けており、これらの開示請求への対応に相当の事務量を要すること等により事務が繁忙である中、諮問内容の検討、調査など審査を慎重に行っていたため</p>



<p>在)に関する件</p>	<p>カウンセラー制度に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件</p>	<p>個人課税の事務提要(様式編)の配付が遅延したことを国税庁所得税課長に報告した文書の不開示決定(不存在)に関する件</p>	<p>特定の地番の不動産の収用に係る譲渡所得の特例適用の適否について検討した文書の不開示(存否応答拒否)に関する件</p>	<p>旅行命令簿等の一部開示決定に関する件</p>	<p>苦情等関係書類の不開示決定(存否応答拒否)に関する件</p>	<p>平成一二年法人税申告状況集計表の不開示決定に関する件</p>	<p>資料調査課等の調査事務実施要領の一部開示決定に関する件</p>	<p>勤務時間報告書の不開示決定に関する件</p>	<p>特定の団体が申告漏れとして贈与税を</p>
----------------	---------------------------------------	---	---	---------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	---------------------------	--------------------------

<p>納税した際の特定個人名義の納税額に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>特定の団体が申告漏れとして贈与税を納税した際の課税根拠条文を示す文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>異議決定書の内、特定の納税者の調査関係書類に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>平成一一年度開催法人課税部門全体研修資料の一部不開示決定に関する件</p>	<p>個人課税事務提要（事務手続編）の一部不開示決定に関する件</p>	<p>「平成一二年分類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」の「上場会社名」を記載した文書の不開示決定に関する件</p>	<p>懲戒処分説明書の一部不開示決定に関する件</p>	<p>官印押印に関する実施者及び決裁者が分かる文書の不開示決定（不存在）に</p>
--	---	---	--	-------------------------------------	---	-----------------------------	---

<p>関する件</p>	<p>全管資産課税部門統括国税調査官等会議等の一部開示決定に関する件</p>	<p>法人課税事務提要の制定について（事務手続編）の一部開示決定に関する件</p>	<p>平成一三年度開催個人課税部門統括官会議資料の一部開示決定に関する件</p>	<p>「平成一二事務年度における個人課税部門の事務運営に当たり特に留意すべき事項について（指示）」の一部開示決定に関する件</p>	<p>個人課税事務提要（事務手続編）の一部開示決定に関する件</p>	<p>本人の所得申告に係る所得調査書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>平成五年分の特定の土地に係る路線価の評定に関する行政文書（評定調書を除く）の不開示決定に関する件</p>	<p>「消費税還付申告に係る事務処理手順等について（事務運営指針）」の一部開示決定に関する件</p>
-------------	--	---	--	---	------------------------------------	--	---	--

<p>「消費税還付申告に係る事務処理手順等について（事務運営指針）」の一部 開示決定に関する件</p>	<p>本人が所得税・消費税の税務調査を受けた際の「税歴表」及び実施調査対象選定の経緯に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>「税務調査の法的知識」の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>推計課税における同業者抽出過程の合理性を有するための「だれが抽出作業を行っても同一の同業者が機械的に抽出されるよう、明確な基準により客観的に抽出が行われること」という条件が満たされるための「明確な基準」に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>特定の用地取得に係る事前協議書等に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>特定の個人に係る審査請求事件一件書類綴等の不開示決定（存否応答拒否）</p>
---	---	------------------------------------	--	--	---

<p>に関する件</p>	<p>弁護士、公認会計士、税理士に対して 国税審判官への登用についての打診を 記録した文書の不開示決定（不存在） に関する件</p>	<p>特定の納税者に係る質問応答を記載し た文書の不開示決定（存否応答拒否） に関する件</p>	<p>第五〇回税理士試験財務諸表論の模範 解答及び採点基準の分かる文書の不開 示決定（不存在）に関する件</p>	<p>調査事項等兼チェックシートの一部開 示決定に関する件</p>	<p>着眼事項等兼チェックシートの一部開 示決定に関する件</p>	<p>平成一二事務年度調査処理事績検討表 の一部開示決定に関する件</p>	<p>国税庁がホームページ等で公表してい る「消費税は預り金的性格を有する 税」との税法上の見解の確立に至った 検討経過、内容、協議経過、内容等の 相互に密接な関連を有する文書の不開</p>
--------------	--	--	--	---------------------------------------	---------------------------------------	---	---

示決定（不存在）に関する件	平成一三年度開催全国国税局長会議資料の一部開示決定に関する件	平成一三年度調査処理実績検討表の一部開示決定に関する件	個人課税事務提要（事務手続編）の一部開示決定に関する件	権限ある税務職員が質問検査を実施する際の実定法上特段の定めのない実施の細目に関する合理的な選択とされる判断基準に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件	特定の納税者の税務調査に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	特定の納税者の国税犯則事件に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	特定の法人の申告書に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件 税務署備付け以外の確定申告書用紙以外で申告をした方に出したと思われる
---------------	--------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---	--------------------------------------	--	--

	<p>る「所得税の確定申告について」と題するはがきに関する①発送の指示文書 ②発送先③発送枚数の分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件（一九九五年分、二〇〇一年分、七件） 懲戒処分説明書の一部開示決定に関する件 特定の納税者の税務調査に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件 前渡資金出納計算書証拠書類の一部開示決定に関する書類 特定の納税者の税務調査に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件 特定の納税者の提出書類の不開示決定（存否応答拒否）に関する件 特定の納税者との応接記録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件 平成一二事務年度調査処理事績検討表の一部開示決定に関する件 平成一二事務年度調査処理事績検討表</p>	
--	---	--

<p>の一部開示決定に関する件</p>	<p>納税者等から傷害を受けた職員 の傷害報告書の不開示決定 (存否応答拒否)に関する件 (四件)</p>	<p>請願書等整理票の不開示決定に関する件</p>	<p>前渡資金出納計算書証拠書類の一部開示決定に関する件</p>	<p>本人所有の土地の売買に係る課税処理に関する文書の不開示決定 (存否応答拒否)に関する件</p>	<p>本人所有の土地の売買に係る課税処理に関する文書の不開示決定 (存否応答拒否)に関する件</p>	<p>本人が贈与を受けた土地に係る課税処理に関する文書の不開示決定 (存否応答拒否)に関する件</p>	<p>昭和五八年(ネ)第四八号土地所有権確認請求訴訟における裁判所からの囑託申請に対する回答等の不開示決定 (存否応答拒否)に関する件</p>	<p>税理士関与先のあっせんについて記載</p>
---------------------	---	---------------------------	----------------------------------	--	--	---	---	--------------------------



<p>された文書の一部開示決定に関する件</p>	<p>税理士関与先のあっせんについて記載された文書の一部開示決定に関する件</p>	<p>印紙税調査マニュアル等の不開示決定に関する件</p>	<p>桑名税務署が保有している自動車の登録ナンバーが確認できる書類の一部開示決定に関する件</p>	<p>板橋区役所が駐車料金を徴することになった際に板橋税務署に消費税の課税等の問い合わせをした書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>山梨税務署長が受領した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>山梨税務署長が受領した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>平成一二年年度の法人税の業種別の調査状況が分かる書類の一部開示決定に関する件</p>	<p>税理士試験の模範解答及び採点基準が分かる行政文書の不開示決定（不存）に関する件</p>
--------------------------	---	-------------------------------	---	---	---	---	---	--

<p>平成一二年年度の調査処理事績（個人課税分）のうち事前通知の有無が分かる書類の不開示決定に関する件</p>	<p>大阪国税局が退職職員にあつせんすることに関する文書の不開示決定に関する件</p>	<p>信用保証料の税務上の取扱いについて対応を行うためになされた調査等関係文書の不開示決定に関する件</p>	<p>信用保証料の税務上の取扱いについて対応を行うためになされた調査等関係文書の不開示決定に関する件</p>	<p>桑名税務署が保有している自動車の行き先等が分かる書類の不開示決定（存否応答拒否）に関する件</p>	<p>苦情等の受付等が記録された行政文書の不開示決定に関する件</p>	<p>個人課税事務提要（事務手続編）の一部開示決定に関する件</p>	<p>投書・請願書等整理簿の一部開示決定に関する件（平成八年分～平成一二年分、五件）</p>
---	---	--	--	--	-------------------------------------	------------------------------------	--

平成一二年分申告所得税集計簿の一部 開示決定に関する件	調査の手引の不開示決定に関する件	所得税調査情報等の不開示決定に関する 件	個人課税事務提要（事務手続編）の一 部開示決定に関する件	平成一二年調査処理状況集計表の一 部開示決定に関する件	法人課税関係事務提要（事務手続編） の一部開示決定に関する件	法人税処理状況集計表の一部開示決定 に関する件	調査手法関係書類の不開示決定に関す る件	税理士の取締り状況等の報告書の一部 開示決定に関する件（平成一〇年〜平 成一二年度、三件）	国税庁が金沢国税局あてに送付した行 政文書に基づき作成したと思われる平 成一二年七月頃職員に配付された行政 文書等の不開示決定（不存在）に関す
--------------------------------	------------------	-------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	----------------------------	-------------------------	---	--

文部科学省	<p>平成一三年度学校基本調査調査票</p> <p>ある私立大学学科設置認可申請書等</p>	<p>諮問内容を検討していたため</p> <p>不服申立ての対象が多岐にわたっていたことから、諮問するに当たっては、その対処方針について、十分な調査を行い、他の類似した案件の情報公開審査会における審議状況を踏まえ、慎重に諮問内容を検討する必要があったため</p>
<p>ある私立大学設置認可申請書等</p>	<p>三〇学校法人の資金収支計算書、消費 収支計算書、貸借対照表</p>	<p>県の情報公開に関する条例を根拠として争われた、同種の学校法人の財務諸表の公開に関する最高裁判所判決（平成一三年一月二七日判決）及び情報公開審査会に諮問した、学校法人の財務内容等調査の公開に関する案件に対する答申（平成一三年一月二一日答申）を待ち、その後、その判決及び答申の内容を参考として、異議申立てのあった複数の学校法人における財務関係書類の公開状況を分析、検討した上で諮問を行う必要があったため</p> <p>また、学校法人の財務関係書類については膨大な数の情報公開請求を受け、これらの作業に多大な時間を必要としていたため</p>
<p>ある私立大学設置認可申請書等</p>	<p>ある学校法人の学校法人会計基準第四 条に定める計算書類等（平成一一年 度・平成一二年度）</p>	<p>不服申立ての対象が多岐にわたっていたことから、諮問するに当たっては、その対処方針について、十分な調査を行い、他の類似した案件の情報公開審査会における審議状況を踏まえ、慎重に諮問内容を検討する必要があったため</p> <p>県の情報公開に関する条例を根拠として争われた、同種の学校法人の財務諸表の公開に関する最高裁判所判決（平成一三年一月二七日判決）及び情報公開審査会に諮問した、学校法人の財務内容等調査の公開に関する案件に対する答申（平成一三年一月二一日答申）を待ち、その後、その判決及び答申の内容を参考として、異議申立てのあった複数の学校法人における財務関係書類の公開状況を分析、検討した上で諮問を行う必要があったため</p>

	<p>国立大学等</p>	
<p>ある学校法人の資金収支計算書、消費 収支計算書、貸借対照表(平成八年度 ～平成一三年度)</p> <p>ある財団法人の平成八年度から現在に 至る評議員名簿</p> <p>法科大学院について東京大学内で検 討・協議した内容の分かる記録とその 際の一切の資料(該当部分のみ)の一 部開示決定</p>	<p>また、学校法人の財務関係書類については膨大な数の情報公開請求を受け、 これらの作業に多大な時間を必要としていたため</p> <p>異議申立ての内容について検討を行う等、諮問の準備を行っていたため</p> <p>諮問に必要な資料を収集した上で諮問内容を検討していたため</p> <p>全面開示するか、諮問をするかどうかの検討をしていたため。</p>	
<p>京都工芸繊維大学工芸学部教授会議事 録(平成一三年一月二四日付)</p> <p>京都工芸繊維大学工芸学部教授会議事 録(平成一三年二月二八日付)</p> <p>京都工芸繊維大学工芸学部教授会議事 録(平成一三年三月二一日付)</p>	<p>情報公開審査会に諮問した類似する案件に係る答申を待ち、その答申の内容 を十分踏まえ、慎重に諮問内容を検討していたため</p>	
<p>京都工芸繊維大学第六回懲戒審査委員 会記録(平成一三年一月一九日)</p> <p>京都工芸繊維大学臨時評議会議事要録 (平成一三年一月二二日)</p> <p>京都工芸繊維大学第七回懲戒審査委員</p>	<p>諮問内容を慎重に検討していたため</p>	

厚生労働省	<p>監督署の申告処理台帳索引簿</p> <p>特定の企業に係る是正勧告書</p> <p>地方じん肺診査医の報酬に係る支出負担行為</p>	<p>処分行に対し弁明書の提出を求め、請求人から弁明書に対する反論書を提出させるそれぞれの手続や、処分行が不服申立ての内容を調査・検討し、弁明書を作成することに時間を要したため</p> <p>また、取得した弁明書及び反論書の主張を踏まえ審査庁として開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>さらに、担当部署に多数の不服申立てがなされ、処理に時間を要したため</p> <p>不服申立ての趣旨を踏まえ、処分行から事情聴取を行うとともに、不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
	<p>会記録（平成一三年二月八日）</p> <p>京都工芸繊維大学第四六七回評議会審議要録（平成一三年二月一日）</p> <p>熊本大学医療技術短期大学部看護学科の講義・実習等に関する学生からの苦情に対する教授会及び学科の会合、会議、委員会等の記録のすべて</p> <p>平成一三年度熊本大学医療技術短期大学部看護学科の授業に関するアンケート調査に関する文書及びそのとりまとめの文書</p> <p>大分医科大学における動物実験に係る行政文書</p>	<p>諮問内容の検討及びそのための情報収集のため</p> <p>諮問内容の検討及びそのための情報収集を行っていたため</p>

	<p>また、不服申立てがなされた後、審査会より同種不服申立て事案の不開示判断を覆す答申がなされ、他の同種事案と整合性のある開示・不開示の判断をするための再検討を行うことに時間を要したため</p>
建設業附属寄宿舍に係る監督指導の監督復命書	<p>処分庁に対し弁明書の提出を求め、請求人から弁明書に対する反論書を提出させるそれぞれの手続や、処分庁が不服申立ての内容を調査・検討し、弁明書を作成することに時間を要したため</p>
監督署の申告処理台帳索引簿	<p>また、取得した弁明書及び反論書の主張を踏まえ審査庁として開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
基準の周知状況等の通達	<p>さらに、担当部署に多数の不服申立てがなされ、処理に時間を要したため</p>
監督署の収受文書台帳	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
特定の現場で発生した労働災害に係る災害時監督復命書	<p>処分庁に対し弁明書の提出を求め、請求人から弁明書に対する反論書を提出させるそれぞれの手続や、処分庁が不服申立ての内容を調査・検討し、弁明書を作成することに時間を要したため</p>
特定の個人の申告に係る申告処理台帳	<p>また、取得した弁明書及び反論書の主張を踏まえ審査庁として開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
賃金構造基本統計調査	<p>さらに、担当部署に多数の不服申立てがなされ、処理に時間を要したため</p> <p>不服申立ての趣旨を踏まえ、処分庁から事情聴取を行う等、不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、担当部署に多数の不服申立てがなされ、処理に時間を要したため</p> <p>不服申立ての趣旨を踏まえ、請求に係る行政文書の特定について再検討を行</p>

	<p>い、改めて対象文書の探索を行ったため</p> <p>また、不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>通達に基づき都道府県労働局から送付された文書</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、担当部署に多数の不服申立てがなされ、処理に時間を要したため</p>
<p>特定の医薬品に係る医薬品製造承認申請書</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、開示請求が担当部署に大量になされ処理に時間を要したため</p>
<p>紛争調整委員名簿</p>	<p>不服申立ての趣旨を踏まえ、処分庁から事情聴取を行うとともに、不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要しているため</p> <p>また、不服申立てがなされた後、審査会より同種不服申立て事案の不開示判断を覆す答申がなされ、他の同種事案と整合性のある開示・不開示の判断をするための再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>特定の企業に係る事業場台帳</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p> <p>また、担当部署に多数の不服申立てがなされ、処理に時間を要したため</p>
<p>特定の通知文書の原義</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>統計調査の分析に係る検討資料</p>	<p>不服申立ての趣旨を踏まえ、請求に係る行政文書の特定について再検討を行い、改めて対象文書の探索を行ったため</p>
<p>特定の通達文書</p>	



<p>非合法的な休暇に係る休暇簿</p>	<p>また、不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>特定の当事者に係る個別紛争解決援助制度の処理書類</p>	<p>不服申立ての趣旨を踏まえ、処分庁から事情聴取を行う等、請求に係る行政文書の再調査・検討を行い、処分庁に対し改めて対象文書の探索を行わせる等により時間を要したため</p>
<p>監督署から郵便局に出された行政指導文書</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>障害者雇用率未達成事業場一覧</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>地域産業労働懇談会構成員の任命基準</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>就業規則届の労働者代表意見書</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>労働政策審議会委員の任命手続に関する運用基準</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>地方労働基準審議会委員の任命手続に関する運用基準（二件）</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>労災保険給付の審査請求に係る決定書の証拠書類</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>個別企業の時間外労働・休日労働に関する協定届</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>
<p>再発防止対策書</p>	<p>不服申立ての内容を調査・検討し、開示・不開示の判断に係る再検討を行うことに時間を要したため</p>

	社会保険庁 個別企業の時間外労働・休日労働に関する協定届 特定の職員の処分に関するすべての調査資料 平成一一年度事情聴取結果	処分庁で下した処分の根拠についての審査に時間を要したため 処分庁が原処分の判断するに至った経過について事実確認を行うとともに、不服申立ての内容を調査し、部分開示の不開示部分に係る検討を行うことに時間を要したため
	刈谷社会保険事務所管轄分「取扱事業所一覧表」 刈谷社会保険事務所管轄分「適用対象事業所整理票」 懲戒処分決裁（平成一一年度～平成二一年度）分限処分決裁（平成二一年度～平成二二年度） 平成一三年度個別指導（歯科）に伴う改善報告書 平成一三年度個別指導（歯科）に伴う返還金内訳書	申立てを受け、その記載された事実について、調査を行うことに時間を要したため また、原処分の妥当性の判断について検討を行うことに時間を要したため 処分庁で下した処分の根拠についての審査に時間を要したため
農林水産省	平成一〇年度及び平成一一年度畜産物及び飼料等のダイオキシン類実態調査結果の一部開示決定に関する件 平成一一年度農用地土壌及び農作物に	BSE発生に係る行政対応、関係省との調整に時間を要したため 事実関係の確認、関係省との調整に時間を要したため

<p>経済産業省</p>	<p>林野庁</p>	
<p>博覧会国際事務局総会前後の加盟国と</p>	<p>件  「天城高原「ふれあいの郷」一般管理規程」の作成に係る決裁文書の不開示決定（不存在）に関する件  天城高原「ふれあいの郷」関係文書（事務事業）の一部開示決定に関する件  小川森林鉄道用地買上代金の件届出送付案の一部開示決定に関する件  帝室林野管理局主事文書の一部開示決定に関する件  天城高原「ふれあいの郷」関係文書（水道）の一部開示決定に関する件  天城高原「ふれあいの郷」関係文書（整備事業）の一部開示決定に関する件</p>	<p>係るダイオキシン類実態調査結果の一部開示決定に関する件  昭和二九年に農地法第八〇条により売り払われた特定の土地に係る売払い関係文書の不開示決定（不存在）に関する件</p>
<p>関係機関が多岐にわたることから詳細な理由説明書の作成に時間がかかって</p>	<p>同様の事案について、多数の不服申立てが行われ、不服申立てに係る事務処理に時間を要したため</p>	<p>審査請求書の記載事項の補正、処分庁の弁明及び審査請求人の反論に係る手続に時間を要したため</p>

<p>の交渉経過を記した文書の不開示決定に関する件</p>	<p>いたため</p>
<p>名古屋市のＪＲ笹島貨物駅跡地に関して、二〇〇〇年九月の博覧会国際事務局に対する登録申請についての閣議決定前に、愛知県と通商産業省（現、経済産業省）等が行った議論の経緯が分かる資料の不開示決定に関する件</p>	<p>当該事案については、笹島地区の取扱いを始めとする博覧会を巡る状況につき事態の推移を見守ってきたが、その後、状況に具体的な変化が見られたことにより、前回行った不開示処分について事態の進展に合わせて見直しを行うとともに、関係機関との調整を行う必要があったため</p>
<p>博覧会国際事務局議長及び同事務局長の通商産業大臣表敬資料等の一部開示決定に関する件</p>	<p>関係機関が多岐にわたることから詳細な理由説明書の作成に時間がかかっていたため</p>
<p>昭和六二年に公正取引委員会委員を辞職した者の「一身上の都合」の具体的内容に関する文書の不開示決定（不存）に関する件</p>	<p>行政文書は存在するはずである旨の主張をしており、行政文書の不存について、過去の経緯を含めて入念に調査を行っていたため</p>
<p>平成五年に公正取引委員会委員を辞職した者の「一身上の都合」の具体的内容に関する文書の不開示決定（不存）に関する件</p>	
<p>火薬類受付台帳（平成一一年度）の一部開示決定に関する件</p>	<p>異議申立てに係る台帳の記載内容が、異議申立てに係る不開示部分を含めて一九〇件と大量であるとともに、第三者である法人等に関する情報を多く含むことから、情報公開法第五条第一号及び第二号イに掲げる不開示情報に該当す</p>

	<p>るか否かの再検討及びこれを踏まえた理由説明書（諮問庁としての意見）の作成に時間を要していたため</p>
<p>火薬類の輸入割当て及び輸入承認の起案文書の一部開示決定に関する件</p>	<p>異議申立てに係る行政文書が第三者である法人に関する情報を含むことから、情報公開法第五条第二号イの該当性についての精査・検討に時間を要していたため</p>
<p>産業構造審議会No.x汚染防止対策小委員会 測定技術分科会議事録の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>異議申立書の記載事項に形式上の不備があり、補正を求めていたため</p>
<p>訪問販売法の改正に関して通商産業省に提出された内職モニター商法に係る要望書等の一部開示決定に関する件</p>	<p>異議申立てに係る行政文書には、異議申立人以外の個人情報等が記載されており、異議申立てを受けて、改めて不開示情報の該当性について慎重に検討を行った結果、対象文書の一部について全面的に開示することに方針変更したことから、その調整に時間を要していたため</p>
<p>京都議定書を策定する際に行われた会議等の議事録等の不開示決定に関する件</p>	<p>異議申立てを受けて、改めて不開示情報の該当性について慎重に検討を行っていたため及び関係機関との調整に時間を要していたため</p>
<p>特定の事業協同組合に係る要望書の不開示決定に関する件</p>	<p>審査請求に係る行政文書（要望書）には特定の事業協同組合等の第三者に係る情報が記載されており、これらの情報について、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれに係る検討を行う等、不開示情報の該当性について再度、慎重に検討を行う必要があったため</p>
<p>所管団体の研修センターが旅館業法違反で得た収入及び使途に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>異議申立書の記載事項に形式上の不備があり、補正手続を行ったため及び行政文書が存在しないことを諮問するに当たり過去の経緯を含めて再度入念に確認を行っていたため</p>

特許庁	<p>特許庁所管の公益法人の民営化について特許庁が行った行政指導に関する文書の全部開示決定に関する件</p> <p>昭和六二年頃開催された特許庁の懇談会の経緯等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>開示した文書以外の文書の存在を主張しており、それが不存在であることについて、過去の経緯を含めて、入念に調査を行っていたため</p> <p>行政文書は存在するはずである旨の主張をしており、行政文書の不存在について、過去の経緯を含めて、入念に調査を行っていたため</p>
国土交通省	<p>大滝ダム建設に伴う損失補償基準の不開示決定に関する件等（二件）</p> <p>横浜環状南線台帳綴の不開示決定に関する件</p> <p>損失補償算定標準書の不開示決定に関する件</p> <p>吉野川可動堰事業採択の論拠となった</p>	<p>審査請求であり、原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続に時間を要したため</p> <p>さらに、当該文書には、個人に関する情報が記載されており、個人情報の保護、開示することによる今後の諸事業への影響等を勘案しつつ慎重に検討を行ったため</p> <p>審査請求であり、原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続に時間を要したため</p> <p>さらに、審査請求に係る行政文書には、補償に関する数多くの情報が記載されており、個人情報の保護、今後の事業遂行への影響などを慎重に検討していたため</p> <p>審査請求であり、原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続に時間</p>

<p>予備調査に係る報告書等の一部開示決定に関する件</p>	<p>を要したため さらに、処分庁において開示範囲を拡大することを念頭に、開示可否について慎重に検討していたため</p>
<p>千代田区商業地の地価公示鑑定評価書の一部開示決定に関する件</p>	<p>個人情報保護の観点から、本件請求に係る鑑定評価書に記載された取引事例等について、特定の土地取引に係るものであることを識別できるか否かの判別を、具体の項目ごとに詳細に検討する必要があったため</p>
<p>嘉手納ラプコンのオブザーベーションに係る報告書の不開示決定に関する件</p>	<p>本件対象文書は、在日米軍の施設・活動に直結する内容であることから、米国との信頼関係への影響や、嘉手納ラプコン（航空管制施設）の返還交渉への影響を考慮し、極めて慎重な検討が必要であったため</p>
<p>「RAレポート（関西国際空港開港以後）」（関西ターミナル空域内を含む）に係る不開示決定に関する件</p>	<p>対象文書であるRAレポート（航空機衝突防止装置が作動した際にパイロット等が提出する記録）は、航空交通の安全の向上に役立てるため、国際民間航空機関（ICAO）の規定を踏まえ、秘密を厳守するとの条件で国が報告を受けていることから、その取扱いについて慎重な検討を行っていたため</p>
<p>国家公務員倫理法第六条に基づく贈与等報告書の一部開示決定に関する件</p>	<p>異議申立に係る文書の件数が五八五件あり、個別に検討するため日数を要し又個人情報に該当する部分の判断について、省内における検討に時間を要したため</p>
<p>ポルトピア市原の設置申請書と管轄警察との調整に係る証明書類の不開示決定に関する件</p>	<p>請求のあった文書には、犯罪の予防に関する手法・技術・体制・方針等に関する情報が含まれており、その性質上、開示・不開示の検討に当たり市原警察署、千葉県警本部及び警察庁との協議・調整が必要となるなど慎重な検討を要したため</p>
<p>旅客船衝突事故報告書等の一部開示決定に関する件等（二件）</p>	<p>審査請求であり、原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続及び審査庁における理由説明書の取りまとめ作業に時間を要したため</p>

<p>宅地建物取引業法の適正な運用の確保に関する指導文書の一部開示決定に関する件</p>	<p>審査請求とは別途に、本件に係る業者への指導処分自体について、請求者本人から相談がなされるなど、請求者との連絡・調整に時間を要しているため</p>
<p>勢田川改修工事に係る地積測量等の一部開示決定に関する件</p>	<p>審査請求であり、原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続に時間を要したため</p> <p>さらに、審査請求に係る行政文書には、個人に関する数多くの情報が記載されており、個人情報の保護、今後の事業遂行への影響などを慎重に検討したため</p>
<p>旧内務省から移管された国有財産に係る引継台帳等の不開示決定（不存在）に関する件等（四件）</p>	<p>複数の異議申立てが同時に提起され、なおかつ異議申立ての理由等に係る補正を行う必要があったため</p> <p>また、対象文書が五〇年以上も前のものであり、当該文書について、倉庫等及び関係者への確認作業、関係局との調整等に時間を要したため</p>
<p>自動車の登録番号に関する文書の不開示決定に関する件</p>	<p>審査請求であり、原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続に時間を要したため</p> <p>さらに、本件対象文書の保存・管理の実態等を詳細に調査する必要があったため</p>
<p>新宿区商業地の地価公示鑑定評価書の一部開示決定に関する件</p>	<p>個人情報の保護の観点から、本件請求に係る鑑定評価書に記載された取引事例等について、特定の土地取引に係るものであることを識別できるか否かの判別を、具体の項目ごとに詳細に検討する必要があったため</p>
<p>特定の旅行者への苦情に関して取得した文書等の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>異議申立書の中で異議申立人が主張した新たな事実を含め本件に係る当初からの経緯等について、当時の担当者からヒアリングを行う等詳細な確認作業に時間を要したため</p>



<p>「平成一二年度圏央道環境保全対策検討報告書」の一部開示決定に関する件等（五件）</p>	<p>審査請求書の内容に不備があり、その補正手続きに時間を要したため また、対象文書が膨大なものであり、審査請求に関する内容確認作業に時間を要したため さらに、審査請求人から意見等を聴取する手続きに時間を要したため</p>
<p>自動車登録関係手続の送付による取扱いの試行地域選定に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>異議申立書の内容の確認及び情報公開審査会への提出資料の作成等に時間を要したため</p>
<p>自動車保有関係手続のワンストップサービスに係る要望を受けて地方運輸局等へ情報収集依頼などを行った文書等の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>審査請求であり、原処分庁及び審査請求人から意見等を聴取する手続きに時間を要したため</p>
<p>調布市上布田地先の土地価格算定書の不開示決定に関する件</p>	<p>さらに、審査請求に係る行政文書には、土地価格の算定に係る数多くの情報が記載されており、個人情報保護、今後の事業遂行への影響などを慎重に検討していたため</p>
<p>苦田ダム本体工事の入札に係る談合情報調査報告書の一部開示決定に関する件</p>	<p>全部開示を念頭に諮問の要否を検討していたため</p>

海上保安庁	<p>清津川ダム猛禽類調査報告書の一部開示決定に関する件</p> <p>神戸空港による船舶海上交通への影響について、海上保安庁が実施ないしは入手した調査・検討資料</p> <p>①平成七年度神戸空港航行安全委員会報告書②平成八年度神戸空港航行安全委員会報告書③平成一〇年度神戸空港島工事中航行安全対策調査委員会報告書</p>	<p>全体ページ数が四六五頁と審査文書量が大量であり、また、関係機関への照会などに時間を要したため</p>
海上保安庁	<p>①能登半島不審船への対応状況について②能登半島沖不審船事案発生に際して当庁内及び関係省庁への報告に使用された文書</p> <p>海上保安庁が撮影した九州南西海域不審船に関するビデオのすべて</p> <p>海上保安庁が撮影した九州南西海域不審船に関するビデオの一部公開を決定したことに関する起案・合議・審査・決裁に関する全文書</p>	<p>不審船対応等のための業務の絶対量が大きく、また、不開示部分は、公共の安全等に関する情報であり、慎重な検討を要したため</p> <p>不審船対応等のための業務の絶対量が多いうえに、現在捜査中の事案であること等から慎重な検討を要したため</p>
環境省	<p>一九九二年一月から一九九三年九月までに開催された「経済的手法の活用</p>	<p>文書不存在を理由とする不開示決定に対し、開示請求に係る行政文書が存在しているはずとして異議申立がなされていることから、諮問に当たっては、開</p>

<p>による廃棄物減量化研究会」の議事録、配布資料、報告書等の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>一九九二年五月から一九九三年九月までの間において、厚生省がプラスチック包装容器関連業界から分別収集について意見聴取した際の関係文書の不開示決定（不存在）に関する件</p>	<p>一九九一年度から一九九七年度まで及び二〇〇〇年度に開催された日米合同委員会環境分科委員会の議事録等の不開示決定に関する件</p>	<p>平成一〇年度農用地土壌及び農作物に係るダイオキシン類実態調査における農作物のダイオキシン類濃度の原データの一部不開示決定に関する件</p>	<p>平成八・九年度に静岡県の一部を対象地域としたオオタカの捕獲許可申請書等の一部不開示決定に関する件</p>	<p>特定の産業廃棄物処分業者が産業廃棄物処理施設の設置不許可を不服として厚生大臣に行った審査請求に係る一切</p>
<p>示請求に係る行政文書に係る過去の経緯について詳細に調査する必要があり、この調査に時間を要していたこと等のため</p>	<p>諮問に際して必要な環境省の考え方及びその理由を記載した理由説明書の作成並びにこれに係る関係府省との調整に時間を要したこと等のため</p>	<p>諮問に際して必要な環境省の考え方及びその理由を記載した理由説明書の作成並びにこれに係る関係府省との調整に時間を要したこと等のため</p>	<p>慎重な検討に時間を要していたため また、法律改正、国会対応等の業務が繁忙であったため</p>	<p>諮問に際して必要な環境省の考え方及びその理由を記載した理由説明書の作成に一定の時間を要したため</p>	<p>諮問に際して必要な環境省の考え方及びその理由を記載した理由説明書の作成に一定の時間を要したため</p>

の公文書の一部開示決定に関する件

別表五 二でお尋ねの情報公開法第一〇条第二項の規定による期間の延長又は第一一条の規定による処理を行わずに、情報公開法第一〇条第一項に定める期間を過ぎてから開示決定等を行った事案の件数及びその理由

行政機関名	件数	理由
防衛庁	一四件	情報公開法第一〇条第二項又は第一一条の適用による開示決定等の期間の延長を行わずに開示決定等を行う予定であったが、予測以上に開示決定等に係る調整や作業に手間がかかったため
金融庁	一件	担当部署の所管に係る業務及び他の開示請求処理業務の集中により、事務が多忙を極めていたことに加えて、担当者が病気休暇により不在であったため
法務省	一件	開示決定期限の法的延長手続きを失念したため
外務省	八件	対象文書の特定に時間を要したため 開示・不開示の審査に時間を要したため
国税庁	一一件	期日を誤認していたため
文部科学省	一件	期日を誤認していたため
厚生労働省	三件	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため
食糧庁	二件	事務処理の遅れにより、期限は平成一四年五月二日であったが、五月三日から六日までが休日であったので五月七日の開示決定となったため
国土交通省	三件	補正日数の計算を誤ったため
環境省	五件	開示・不開示の審査等に時間を要したため 対象文書の存在についての確認作業等に時間を要したため 対象文書の量が膨大であり、開示・不開示の審査等に時間を要したため 開示・不開示の審査及び関係者（事業主等）に対する意見聴取等に時間を要したため

(注) 平成一四年一月一八日現在。

別表六 二でお尋ねの情報公開法第一〇条第二項の規定による期間の延長を行い、当該延長後の期間を過ぎてから開示決定等を行った事案の件数及びその理由

行政機関名	件数	理由
防衛庁	二〇件	開示決定等に際し、事務処理上の困難その他正当な理由があったので、情報公開法第一〇条第二項の適用による開示決定等の期間を延長し、期間内に開示決定等を行う予定であったが、予測以上に調整や作業に手間がかかったため
金融庁	二件	開示請求事案の複雑さ等により、開示・不開示の審査等に時間を要したほか、担当部署の所管業務が多忙を極めたため
外務省	五四件	多数の行政文書を対象とする請求を含む大量の開示請求を受け、その対象文書の特定に時間を要したほか、担当部署において所掌する事務が繁忙を極め、処理全体に予想以上に時間を要したため また、審査の過程で、当初予想していたよりも慎重な開示・不開示の審査を行う必要性が判明し、開示請求者に適宜連絡及び了解をとるなどしつつ、慎重に審査を行ったため
国税庁	一件	開示・不開示の審査及び第三者意見照会に時間を要したため
環境省	一件	対象文書の特定及び開示・不開示の審査に時間を要したため

(注) 平成一四年一月一八日現在。

別表七 四でお尋ねの情報公開法第七条の規定を適用して行政文書の開示を行った事例

行政機関名	事例
外務省	平成一二年二月八日付外務大臣発インド大使宛の「ローカル・ランク」の公電（できれば、在インド大使館側が受け取った来電を希望）
国立大学等	新潟大学医学部特定教授の無届け兼業に対して学内で実施した調査報告文書
農林水産省	特殊法人からのヒアリング資料
	BSE感染源調査におけるA社の調査結果
	BSE感染源調査におけるB社B工場の調査結果
	BSE感染源調査におけるC社の調査結果
	BSE感染源調査におけるD社の調査結果
	BSE感染源調査におけるE社の調査結果
	BSE感染源調査におけるF社の調査結果
	BSE感染源調査におけるG社G工場の調査結果
	BSE感染源調査におけるH社H工場の調査結果
	BSE感染源調査におけるI社I工場の調査結果
	大阪府下に保管されている全頭検査以前の牛肉の保管場所各々の保管数量がわかる資料一式
	市場隔離牛肉の処分方法についての記者発表資料に関して、市場隔離牛肉の買い上げ先事業者名、買い上げ量等の詳細を記した文書
	牛肉在庫緊急保管対策事業における事業実施主体の買上先
	BSEの国内第一号と診断された牛から製造した肉骨粉の二〇〇一年九月一五日から一八日までの調査にかかる報告書
	イタリア輸入肉骨粉（一九八七年、一九八八年及び一九九〇年に輸入されたもの並びに一九九五年以降了社による）

林野庁	<p>特殊法人からのヒアリング資料</p>
	<p>り輸入されたものに限る。)の国内流通に関する記録書及び取りまとめ表</p> <p>三頭に給与された補助飼料工場で魚粉を使用している工場とその魚粉に関する記録書及びK社K工場、L社L工場で使用している動物性油脂に関する記録書</p>

(注) 平成一四年一月一八日現在。